

# 令和4年度政府予算等に関する 要望書



 AKITAVISION

令和3年12月  
秋田県



## << 目 次 >>

番号	要望事項	頁
<b>I 賃金水準の向上</b>		1
1	中小企業の生産性向上による労働者の待遇改善について	2
2	地域間格差の是正などに向けた最低賃金制度等の見直しについて（拡充）	4
3	生産コストの増加に伴う価格への適正転嫁について	8
<b>II カーボンニュートラルへの挑戦</b>		11
1	カーボンニュートラルの実現に向けた森林・林業・木材産業によるグリーン成長のための予算確保について（拡充）	12
2	海洋再生可能エネルギー発電設備の整備促進とその活用による産業集積について	14
3	再生可能エネルギーの導入拡大を加速するための環境整備について	18
<b>III 新たな時代に対応したデジタル化の推進</b>		21
1	デジタル・トランスフォーメーションの加速化について（拡充）	22
2	スマート農業の推進について	24
3	都道府県基幹税務システムの標準化の推進について	26
<b>IV 地方創生の推進及び地方の財政基盤の充実・強化</b>		29
1	地方創生のための構造的改革の推進と支援充実について	30
2	地方の財政基盤の充実・強化について	34
<b>V 時代の変化を見据えた成長産業の拡大</b>		37
1	環日本海交流や地域の拠点となる秋田港等の整備促進について（拡充）	38
2	中小企業・小規模事業者への経営支援の継続について	40
<b>VI 攻めの農林水産業の振興</b>		41
1	農業の競争力強化に向けた取組の着実な推進について	42
2	新規就農者の確保・育成について（新規）	44
3	需要に応じた米生産推進のための環境整備について	46
4	農業農村整備事業の予算確保について	48

## << 目 次 >>

番号	要望事項	頁
5	農地中間管理事業の着実な推進について（拡充）	50
6	環境にやさしい農業の推進について（新規）	52
7	豚熱のまん延防止対策の徹底について	54
8	水産基盤整備事業の予算確保について	56
9	治山事業の推進について	58
10	森林病虫害等防除対策の拡充について	60
11	「緑の人づくり」総合支援対策予算の確保について	62
<b>VII 観光・交流の活性化と交通基盤の整備</b>		65
1	秋田新幹線新仙岩トンネル整備の促進について	66
2	奥羽・羽越両新幹線の整備促進について	68
3	県土の骨格を形成する道路ネットワークの整備促進について	70
4	新型コロナウイルス感染症拡大により影響を受けている観光事業者に向けた支援の拡充について	74
<b>VIII 人口減少対策と地域社会づくり</b>		75
1	女性の活躍とワーク・ライフ・バランスの実現に向けた働き方改革の推進について（拡充）	76
2	多様性に満ちた社会づくりの推進について（新規）	80
3	総合的な少子化対策への支援について	82
4	良好な市街地形成と安全・安心なまちづくりに資する街路の整備について（拡充）	88
5	「秋田モデル」による持続可能な下水道事業への支援について	90
<b>IX 健康長寿・地域共生社会の形成</b>		93
1	新型コロナウイルス感染症にかかる医療提供体制等の維持・確保に向けた支援等について（新規）	94
2	介護現場における人材確保に向けた対策の強化について	96
3	社会福祉施設等施設整備費国庫補助金の予算確保について	98

## << 目 次 >>

番号	要望事項	頁
X	新たな時代を拓く教育・人づくり	99
1	幼児教育・保育施設における保育士等の確保に向けた対策の強化について（新規）	100
XI	強靱な県土づくりと防災力強化	101
1	社会資本の整備等に必要な公共事業予算の確保について	102
2	災害に強く安全・安心で持続可能な道路空間の構築について（拡充）	104
3	県民の生命・財産を守る治水砂防対策の推進について	106
XII	ふるさとの自然や資源を次代につなぐ環境保全対策の推進	111
1	能代産業廃棄物処理センターにかかる環境保全対策への支援の継続について	112



## I 賃金水準の向上

---

---

## I-1 中小企業の生産性向上による労働者の待遇改善について

経済産業省中小企業庁  
厚生労働省雇用環境・均等局  
内閣府地方創生推進事務局

---

---

### 【要望の内容】

- (1) 事業場内最低賃金を引き上げる業務改善助成金の継続と共に、業態転換や企業統合による規模拡大等への支援など、地方の実情に応じた、賃金水準の向上につながる中小企業支援施策への財政的措置を行うこと。
- (2) 「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」に規定される、地元行政及び労使を含む関係機関が参画する協議会においても、賃金水準引き上げ等待遇改善を含めた包括的な課題解決が図られるよう努めること。

### 【要望の背景や当県の取組】

- (1) 令和元年度の当県の所定内給与額の平均は246.7千円であり、全国平均の307.7千円から大きく差が開いています。人口減少が全国一の速さで進行している当県において、賃金の低さも人口流出の原因の一つであると考えられます。賃金水準の向上は、地元企業の魅力アップにつながることから、人口流出に歯止めをかけるためにも、産業構造の変化に対応した業態転換や企業統合を図り規模拡大等による企業収益の拡大が必要不可欠であり、こうした実情に応じて地方の企業が行う取組に対し、国による支援制度が必要です。
- (2) また、企業収益の拡大が賃金引き上げにつながっていくためには、地域の社会的経済的環境に関し、国の機関と共に県を含めた行政、地元経済界、労働者が共通認識を醸成していく必要があります。

## 【参考資料】

### ○全労働者の所定内給与額

全国平均	307.7千円
秋田県	246.7千円（45位）

（出典：令和2年度賃金構造基本統計調査）

※所定内給与額：6月に決まって支給する現金給与額のうち超過労働給与以外のもの。

### ○新規学卒者の所定内給与額

区分	大学卒	高校卒
全国平均	226.0千円	177.7千円
秋田県	212.4千円（40位）	163.9千円（43位）

（出典：令和2年度賃金構造基本統計調査）

### ○労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（抜粋）

（中小企業における取組の推進のための関係者間の連携体制の整備）

第十条の三 国は、労働時間の短縮その他の労働条件の改善、多様な就業形態の普及、雇用形態又は就業形態の異なる労働者との間の均衡のとれた待遇の確保その他の基本方針において定められた施策の実施に関し、中小企業における取組が円滑に進むよう、地方公共団体、中小企業者を構成員とする団体その他の事業主団体、労働者団体その他の関係者により構成される協議会の設置その他のこれらの者との間の連携体制の整備に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（県担当課室名 産業労働部産業政策課）

---

---

## I-2 地域間格差の是正などに向けた最低賃金制度等の見直しについて（拡充）

厚生労働省労働基準局

---

---

### 【要望の内容】

- (1) 雇用における地域間格差の是正などに向けて、47都道府県を四つに分けている最低賃金にかかる目安制度の見直しを行うとともに、地域別最低賃金の改定により影響を受ける中小企業に対するフォローアップを強化すること。
- (2) 最低賃金の改定の効果が、賃金水準の向上に確実に反映されるよう、所得税にかかる控除額の上限や社会保険の適用範囲などの見直しも併せて行うこと。

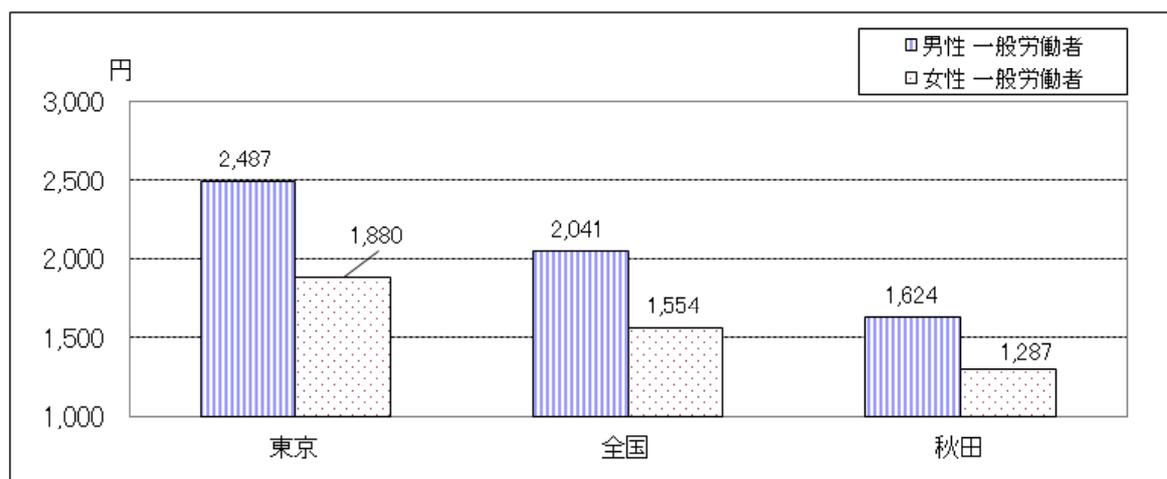
### 【要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県の賃金水準は全国低位にあり、こうした賃金水準をはじめとする厳しい雇用環境が、地域間格差拡大の要因になっています。  
最近の県内経済・雇用状況は、個人消費に持ち直しの動きがみられ、製造業は全体として堅調な動きが続いているほか、有効求人倍率は全国上位の水準で推移しているものの、業種や地域により状況に差異があります。
- (2) 地域別最低賃金にかかるランク間の格差は、近年、僅かながら縮小したものの、都市部と地方の最低賃金の格差の解消には程遠いものがあることから、こうした地域間格差の是正に向けては、最低賃金にかかる目安制度の見直しを行う必要があります。
- (3) 制度の見直しに当たっては、企業の生産性の向上や経営の安定化に向けた国のフォローアップ施策である「専門家派遣・相談等支援事業」や「業務改善助成金」などの支援制度の強化に加え、最低賃金引上げの影響を受けやすい中小企業の積極的な利用につながるよう、こうした支援制度の効果的な周知や申請手続の簡素化なども併せて行う必要があります。

(4) パートの主婦やアルバイト学生など、最低賃金近傍で雇用され、所得税にかかる控除額の限度内や社会保険の適用範囲外で働く短時間労働者においては、これらの制度の見直しを併せて行わないと、世帯収入の増加につながらない可能性があります。

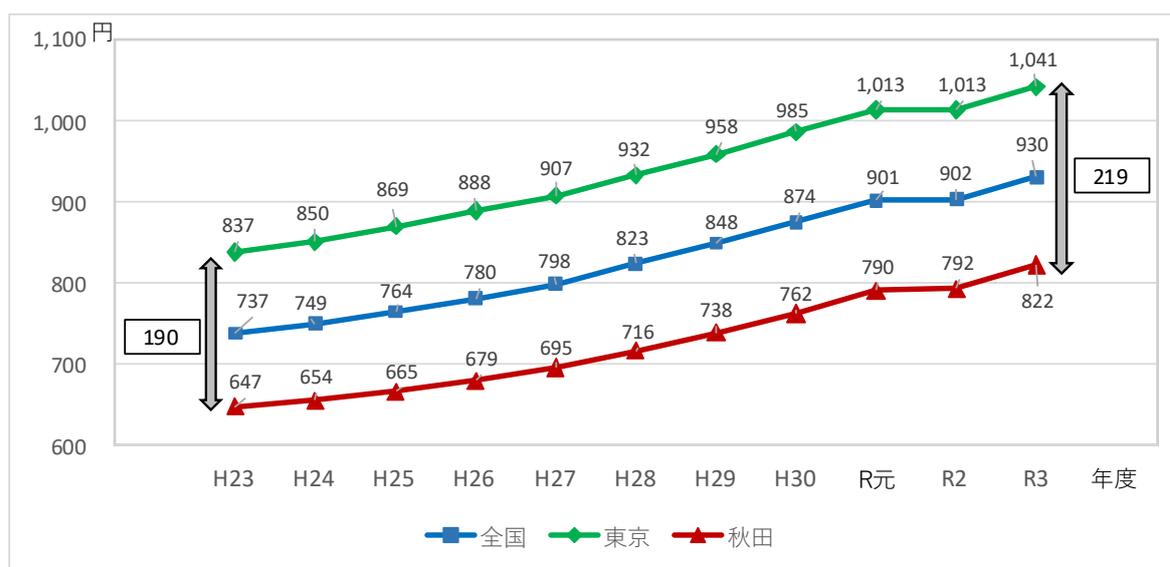
## 【参考資料】

### 1 1時間当たり所定内給与額の比較



(出典：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査」)

### 2 最低賃金の推移



(出典：厚生労働省資料より作成)

### 3 地域別最低賃金の決定方法及び問題点

- ・中央及び地方の最低賃金審議会において、地域での生計費、賃金実態、企業の支払い能力の3要素を考慮して答申を行い、都道府県労働局長が決定する。
- ・中央最低賃金審議会の答申に当たり、引上額の目安が示されるが、これまで都道府県を四つのランクに分け、ランク毎に目安が示されてきたことと、平成20年の最賃法改正後は、生活保護基準額との整合性に配慮することになっている。

### 4 最低賃金改定に伴う問題点

- ・厚生労働省の統計を基に国や民間のシンクタンクがまとめた資料によると、近年、最低賃金近傍で働く短時間労働者は全国的に増加傾向にある中、短時間労働者は時給が上昇すると労働時間が減少するという傾向が顕著に見られ、その結果、年収は僅かな増加にとどまっている。

(県担当課室名 産業労働部雇用労働政策課)



---

---

## I-3 生産コストの増加に伴う価格への適正転嫁について

経済産業省中小企業庁  
公正取引委員会

---

---

### 【要望の内容】

県内製造業における中小企業・小規模事業者は、最低賃金引き上げ等による人件費の上昇や物流費等の上昇も相まって厳しい経営環境にある。特に、下請け主体の事業者が多いため、生産コストの増加分について、加工料や製品価格へ適正に価格転嫁できるよう、親事業者への指導や普及啓発を図るなど、公正な取引環境の整備を一層進めること。

### 【要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県の製造業においては、下請型・賃加工組立型の中小企業・小規模事業者が多く、製造品出荷額の付加価値生産性は全国でも下位となっています。(従業員1人当たりの製造品付加価値額は全国45位)  
また、最低賃金の引き上げ等による人件費の上昇や物流費の上昇等もあり、その経営環境は非常に厳しいものとなっています。
- (2) このため、県においても、県内製造事業者に対し、生産性の向上や付加価値の高い製品づくりに向けた、生産現場の改善支援や生産設備等の導入支援などを強力に推進しているところですが、生産コスト増加分の価格への転嫁は思うように進んでいない実情があります。
- (3) 国においては、下請中小企業振興法で「振興基準」を定め、親事業者と下請事業者に対する適正取引に向けた助言・指導や下請事業者支援を行っているほか、下請代金支払遅延等防止法に基づき、中小企業庁と公正取引委員会が連携して、書面調査の実施による実態把握や、親事業者に対する指導・原状回復措置等を実施するとともに、「下請かけこみ寺」の設置など相談支援体制の構築にも取り組んでいるところです。  
しかしながら、依然として下請事業者は取引環境において弱い立場にあるため、下請事業者が自らに起因しないコスト増について、適正に価格へ転嫁できるよう、親事業者への指導や普及啓発など、公正な取引環境の整備に向けた一層の取組強化が必要です。

【参考資料】

都道府県別 製造品付加価値額  
(従業者4人以上の事業所)

都道府県	製造品付加価値額 (百万円)	従業員数 (人)	1人当たり 付加価値額	順位
全国計	100,234,752	7,717,646	12.99	
1 山口県	1,942,919	95,585	20.33	1
2 徳島県	872,895	47,404	18.41	2
3 滋賀県	2,920,486	164,215	17.78	3
4 茨城県	4,211,881	272,191	15.47	4
5 京都府	2,212,039	145,211	15.23	5
6 和歌山県	808,624	53,497	15.12	6
7 愛知県	12,810,137	848,565	15.10	7
8 千葉県	3,111,532	208,486	14.92	8
9 群馬県	3,063,370	210,730	14.54	9
10 栃木県	2,943,811	203,444	14.47	10
11 三重県	2,990,049	207,694	14.40	11
12 静岡県	5,889,989	413,000	14.26	12
13 大分県	940,443	66,019	14.25	13
14 神奈川県	5,067,528	356,780	14.20	14
15 兵庫県	5,078,604	363,044	13.99	15
16 山梨県	1,006,234	73,946	13.61	16
17 愛媛県	1,033,848	78,189	13.22	17
18 広島県	2,711,693	218,639	12.40	18
19 佐賀県	756,343	61,907	12.22	19
20 埼玉県	4,756,086	389,487	12.21	20
21 長崎県	666,074	54,630	12.19	21
22 大阪府	5,375,996	444,362	12.10	22
23 香川県	837,986	70,080	11.96	23
24 岡山県	1,804,586	151,056	11.95	24
25 宮城県	1,357,816	116,847	11.62	25
26 福岡県	2,564,665	222,453	11.53	26
27 東京都	2,816,070	245,851	11.45	27
28 奈良県	688,871	61,560	11.19	28
29 富山県	1,411,042	126,638	11.14	29
30 福井県	805,354	72,879	11.05	30
31 山形県	1,078,539	98,407	10.96	31
32 福島県	1,714,968	158,688	10.81	32
33 長野県	2,175,684	202,222	10.76	33
34 熊本県	1,012,033	94,131	10.75	34
35 島根県	437,188	41,867	10.44	35
36 宮崎県	575,698	55,285	10.41	36
37 北海道	1,729,928	168,703	10.25	37
38 石川県	1,048,232	103,466	10.13	38
39 新潟県	1,877,882	186,900	10.05	39
40 岐阜県	2,025,282	203,537	9.95	40
41 青森県	563,173	56,877	9.90	41
42 鹿児島県	641,778	69,563	9.23	42
43 岩手県	773,489	87,639	8.83	43
44 高知県	206,249	25,416	8.11	44
45 秋田県	494,187	61,753	8.00	45
46 鳥取県	247,625	33,444	7.40	46
47 沖縄県	175,846	25,359	6.93	47

注：従業者4～29人の事業所については粗付加価値額である。

(出典：2020年工業統計(確報)より)

(県担当課室名 産業労働部地域産業振興課)



## Ⅱ カーボンニュートラルへの挑戦

---

---

## Ⅱ-1 カーボンニュートラルの実現に向けた森林・林業・木材産業によるグリーン成長のための予算確保について（拡充）

農林水産省大臣官房、林野庁

---

---

### 【要望の内容】

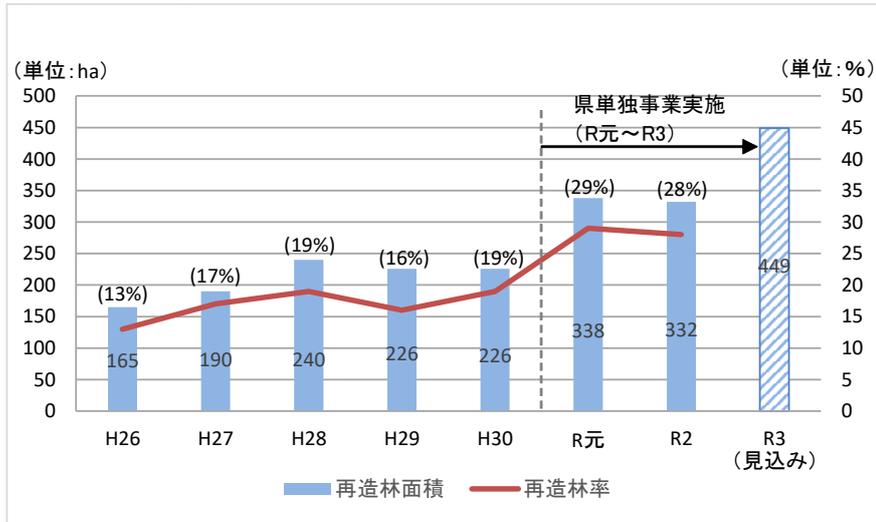
- (1) 森林資源の循環利用によるCO<sub>2</sub>吸収量の向上や、炭素貯蔵の増大を図るため、新たに創設を目指している「森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策」や「森林整備事業」の予算を十分に確保すること。
- (2) 特に、再生林の拡大による森林の若返りの促進は、林業を持続的に発展させる上でも、極めて重要であることから、十分な予算を確保すること。
- (3) 今般改正された「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」の趣旨を踏まえ、令和4年度当初予算により、民間木造建築物等への支援策を拡充すること。

### 【要望の背景や当県の取組】

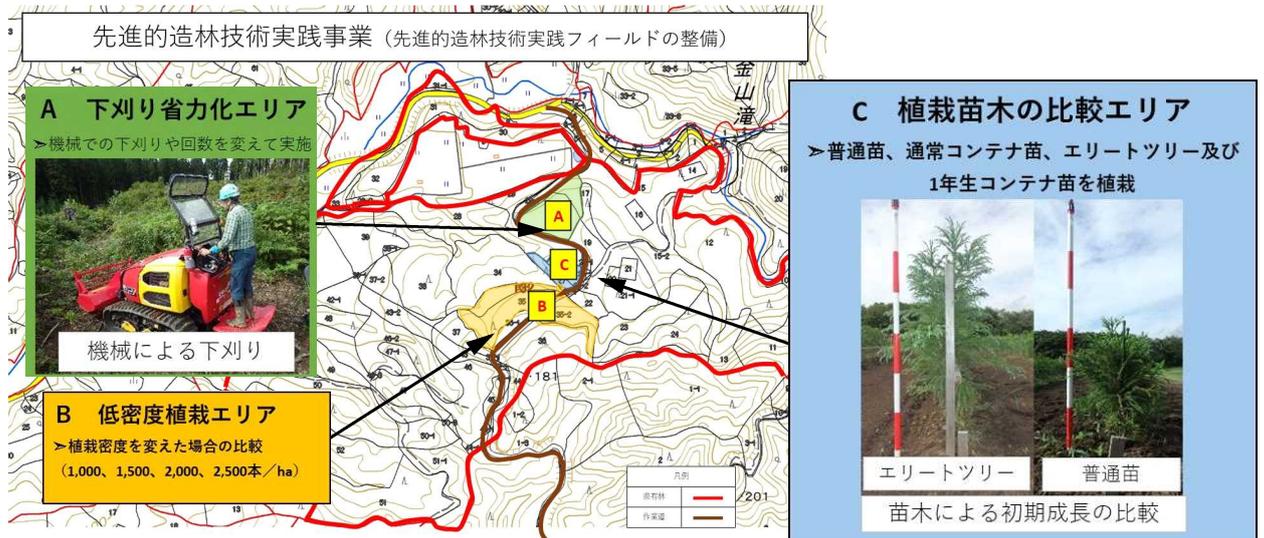
- (1) 当県では、2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、森林整備や木材利用の拡大によるCO<sub>2</sub>吸収や炭素貯蔵の効果等を数値化し、資源の循環利用の望ましい姿を示すなど、全国に先駆けた独自の取組を行っています。
- (2) 適切な森林整備は、CO<sub>2</sub>吸収効果の向上のほか、地域経済の活性化・雇用の創出に加え、山地災害防止等の公益的機能の高度発揮につながるため、造林や林道整備等の公共事業予算の増額が必要となっています。
- (3) また、当県では、業界団体等が「秋田県再生林推進協議会」を設立し、低コスト造林技術等の普及や林業経営体への経営管理の集積などの対策について、県と業界が一体となって取り組む体制を構築しています。
- (4) 当県では、非住宅分野における県産材利用拡大を図るため、木造建築の設計支援のほか、建築士等を対象とした木造建築の研修や学生を対象とした木材利用提案コンクールの開催など建築人材の育成に取り組んでいます。

## 【参考資料】

### 1 再造林面積の推移



### 2 低コスト造林技術の実践フィールド



### 3 民間事業者による非住宅分野での県産材の利用拡大

(第1回 ウッドファーストあきた木造・木質化建築賞 最優秀賞 道の駅ふたつ)



(県担当課室名 農林水産部林業木材産業課)

---

---

## Ⅱ-2 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備促進と その活用による産業集積について

内閣府総合海洋政策推進事務局  
経済産業省大臣官房、資源エネルギー庁  
国土交通省港湾局

---

---

### 【要望の内容】

- (1) 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（以下「再エネ海域利用法」という。）第15条の規定に基づく事業者の選定に当たっては、地域産業の振興に資する取組など地域への貢献について重視するとともに、その評価においては知事意見を尊重すること。
- (2) 再生可能エネルギーによる電力の地産地消については、県内において事業を計画し、こうした電力を調達したい事業者が優先的な購入を可能とする制度や、その需要拡大に向けたインセンティブの創設を図ること。また、地域における災害時の電源として活用される仕組みを構築すること。
- (3) 洋上風力発電の導入に関するサプライチェーン構築に向けては、洋上風力発電の集積が進む地域もしくは基地港湾を中心として、関連産業の立地を促進すること。
- (4) 洋上風力発電の導入に関して、環境等への影響や地域経済への効果に関する懸念が一部の住民にあることから、再エネ海域利用法第4条第3項に基づき、洋上風力発電に関する住民の理解が深まるよう、教育活動、広報活動その他の活動の充実を図ること。

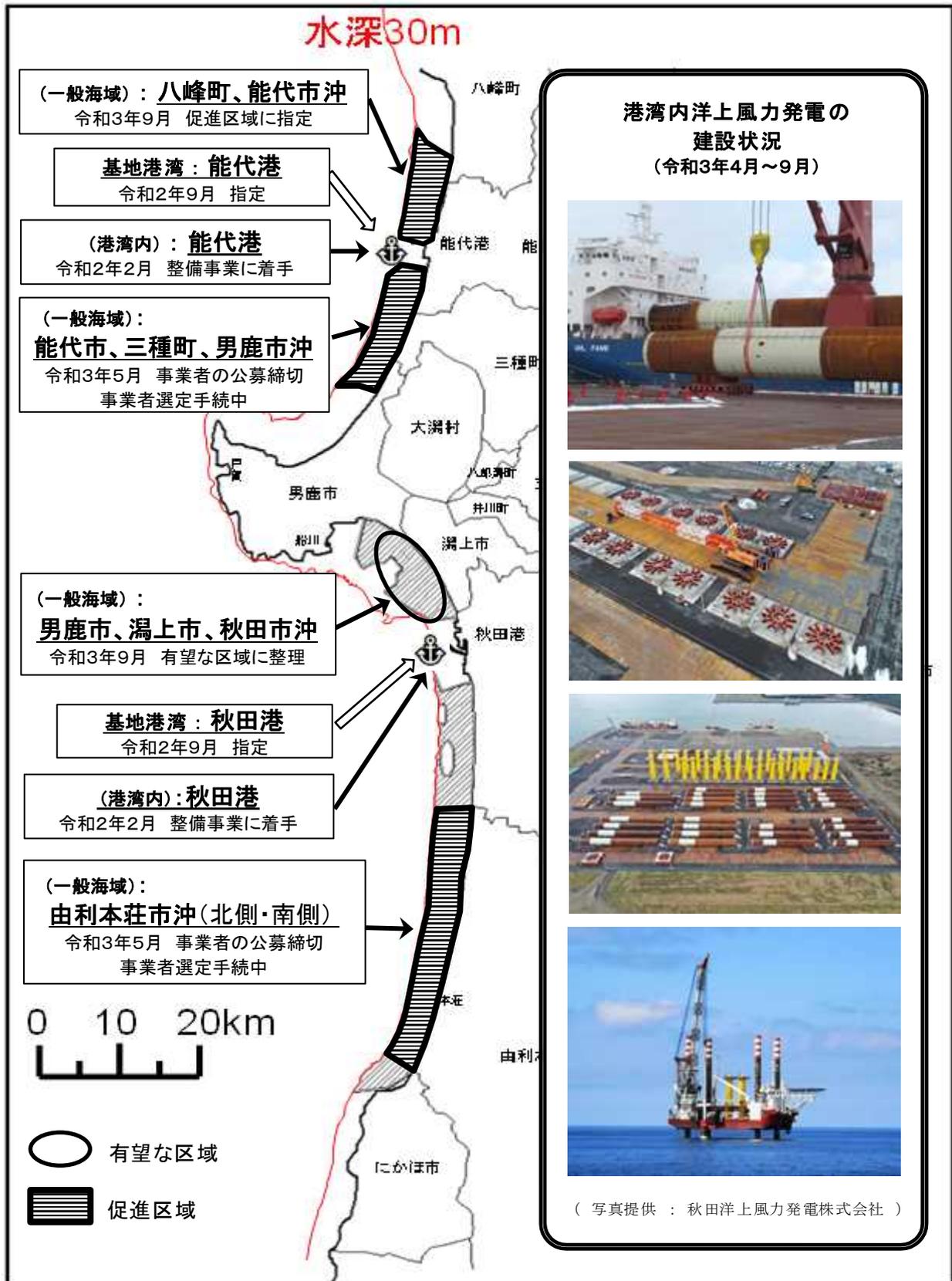
### 【要望の背景や当県の取組】

- (1) 再エネ海域利用法において、令和2年7月に当県の2海域が促進区域に指定され、同年11月から実施された洋上風力発電事業者の公募は令和3年5月に締め切られ、選定事業者の選定が実施されています。  
事業者の選定に当たっては、令和元年6月に経済産業省並びに国土交通省が示した「一般海域における占用公募制度の運用指針」において、「地域との共生に関する事項については、都道府県知事の意見を反映させることが特に重要な項目であるため、地域の代表としての都道府県知事の意見を参考聴取し、これも踏まえて評価を実施する」とされています。

- (2) 再生可能エネルギーによる電力については、地域偏在や出力変動の緩和が必要とされるなどの課題があること、産業界においてCO<sub>2</sub>フリーの電力での製造が求められていること、さらには地域でのレジリエンス対応が求められることなどから、これらへの対処として、地域で優先的に活用可能とする地産地消を推進する必要があります。
- (3) 当県は風況に恵まれ、風力発電の大きなポテンシャルを有しており、大規模な洋上風力発電の導入に向けて、港湾内での発電所建設工事が進められているほか、一般海域においても再エネ海域利用法に則り、候補海域の指定や事業者の選定手続が進められております。
- 令和2年12月に洋上風力の産業競争力強化に向けた官民協議会が示した洋上風力産業ビジョン（第1次）においては、「洋上風力関連産業の立地・集積等による地域経済の活性化や雇用創出を図る」とされています。こうした中、現在当県では、大規模な洋上風力発電の導入が進められているとともに、港湾法に基づく海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾として秋田港、能代港の2港を擁しており、ビジョンで示されている「競争力あるサプライチェーンの構築」の観点から、関連産業の立地について国内でも有数の適地であると言えます。
- (4) 洋上風力発電の導入に関して、漁業をはじめ、景観・騒音等による生活環境等への影響、地域経済へのメリットの有無に関する懸念が一部の住民にあることから、環境アセスメントの適切な実施の一方で、政府広報等を通じ、経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上に寄与する洋上風力発電の導入意義について、広く国民の理解を深めていく必要があります。

【参考資料】

秋田県における洋上風力発電の状況（令和3年9月現在）



(県担当課室名 産業労働部エネルギー・資源振興課  
建設部港湾空港課)



---

---

## Ⅱ-3 再生可能エネルギーの導入拡大を加速するための環境整備について

経済産業省大臣官房、産業技術環境局、資源エネルギー庁  
環境省地球環境局

---

---

### 【要望の内容】

- (1) 再生可能エネルギーの課題とされる地域偏在や出力変動の緩和を図るため、洋上を含め、国内有数の風力発電適地である当県において、風力発電による水素の製造及び効率的な貯蔵等の調査研究や実証事業を行い、その技術開発の推進を図ること。  
また、水素については、コスト面、インフラ面及び制度面で多くの課題が存在していることから、こうした技術面の取組に加え、技術開発による低コスト化を推進するとともに、戦略的にインフラ整備や制度の構築に取り組むこと。
- (2) カーボンニュートラルを進める上で必要となるカーボンリサイクルについて、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）の貯留可能な地層の卓越した当県において、CO<sub>2</sub>の直接利用となる原油増進回収法（EOR）の促進や回収・有効利用・貯留（CCUS）の実証試験を行うこと。
- (3) 再生可能エネルギーの中でも、安定的な運用が期待される地熱発電について、円滑な導入拡大を図るため、速やかな重要電源開発地点の指定により、電源立地地域対策交付金（初期対策交付金相当部分）の交付対象とすること。

### 【要望の背景や当県の取組】

- (1) 再生可能エネルギーについては、発電所建設適地の偏在や、出力変動が課題になっています。そのため、現在、電力需給バランスの安定化に向け、出力変動に応じて余剰電力を水素に変換し、これを大量に貯蔵・輸送するシステムを構築するための技術開発に向けた実証事業が進められています。  
当県は洋上を含め、国内有数の風力発電適地であり、風力発電によるCO<sub>2</sub>フリー水素の製造に関する実証事業等を効果的に行うための条件が整っています。また、再生可能エネルギーで製造した水素を、輸送することなく域内で使用することについて、その検討を行うモデル地域としても適しています。

- (2) 2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、CO<sub>2</sub>回収・有効利用・貯留（CCUS）技術が必要とされており、当県では、沖合にCO<sub>2</sub>貯留に適した地層が卓越しているほか、風力発電によるCO<sub>2</sub>フリー水素を活用したメタネーション等のカーボンリサイクルに係る実証事業の場としても条件が整っています。
- (3) 電源立地地域対策交付金（初期対策交付金相当部分）は、重要電源開発地点が交付対象となっており、「重要電源開発地点の指定に関する規程」（平成17年2月18日官報告示、同日施行）により、電気事業者等の申請に基づき、出力1万kW以上の地熱発電施設を対象電源として、経済産業大臣が「重要電源開発地点」の指定を行い、地元合意形成や関係省庁における許認可の円滑化などを図ることとされています。
- 当県では、かたつむり山発電所（仮称）（14,990kW予定）の事業計画の具体化により、早期の重要電源開発地点の指定が待たれています。

（県担当課室名 産業労働部エネルギー・資源振興課  
生活環境部温暖化対策課）



### Ⅲ 新たな時代に対応したデジタル化の推進

---

---

## Ⅲ-1 デジタル・トランスフォーメーションの加速化について（拡充）

デジタル庁  
総務省総合通信基盤局  
経済産業省商務情報政策局

---

---

### 【要望の内容】

- (1) 新型コロナウイルス感染症の拡大により、社会全体のデジタル化の重要性がこれまで以上に高まっており、国においては「新たな日常」の定着に向けたデジタル・トランスフォーメーション（以下「DX」という。）の推進を加速することになっているが、DXの基盤となる5Gなど高速通信基盤については、「基幹的な公共インフラ」と位置づけ、地域により格差が生じることのないよう国の責任において整備を促進すること。
- (2) 中小企業等が生産性向上や競争力強化を図るため、デジタル化に対応し、業務の変革ができるよう、技術的・財政的支援を一層強化すること。
- (3) 地方行政のデジタル化を推進し、将来にわたり安定的な運用を図るため、マイナンバーカードの更なる普及促進や、システムの整備・維持等にかかる財政的支援について、十分な予算を確保し、地方公共団体の取組を継続的に支援すること。
- (4) 先進技術を活用してDXを推進する人材の確保・育成に向けた制度を構築すること。
- (5) 人に優しいデジタル社会の実現を目指し、国民誰もが身近な所で、デジタル技術の活用に関する相談や学習を行うことができる体制・環境を速やかに整備するとともに、県が独自に進めるデジタルデバイドの解消に向けた取組に対し、技術的・財政的支援策を講じること。

### 【要望の背景や当県の取組】

- (1) 県では、本年4月にDX戦略本部を立ち上げ、行政、産業、くらしなどのあらゆる分野において官民が一体となり、DXの実現に向けたデジタル化を促進する取組を推進することになっています。  
また、令和4年度からの新たな県政運営の指針となる「～大変革の時代～新秋田元気創造プラン」においても、選択・集中プロジェクトの一つに「デジタル化の推進」を位置づけることになっています。

国においては、5Gサービスを全国展開することにはしていますが、大都市圏に比べて地方は収益性が低く、整備が遅れることが懸念されます。地方においてもデジタル化の利便性を享受するためには、5Gをはじめとした高速通信基盤を「基幹的な公共インフラ」と位置づけ、国の責任において整備を促進する必要があります。

- (2) 中小企業等においては、デジタル技術の利活用に関するノウハウや環境が整っていない事業者が多く、産学官で構成する「秋田デジタルイノベーション推進コンソーシアム」が中心となり、デジタル化を促進する取組を行っています。

今後、IoTやAI、ロボット等の先進技術の活用を更に進め、スマート農業などの新たなビジネスモデルの創出や、オンライン診療等の県民生活の利便性の向上を図るためには、技術的・財政的支援が必要です。

- (3) コロナ禍において、行政のデジタル化の遅れが露呈したことから、国においては、国や地方公共団体のデジタル化を本格的に推進することにはしていますが、令和4年度末までにほぼ全国民に行き渡ることを目指したマイナンバーカードの更なる普及促進を図り、健康保険証や新型コロナウイルス感染症予防接種証明書、自動車運転免許証などへの利活用を拡充していく必要があります。

また、地方公共団体においては、基幹17業務のみならず内部管理事務等の新たな情報システムの構築や既存システムの改修・運用に多額の経費を要することから、これらの取組に対する継続的な財政支援が必要です。

- (4) デジタル技術や計量分析に関する知識や能力を有し、先進技術を活用してDXを推進する人材については、地方公共団体はもとより、製造業や商業・サービス業をはじめ、農業や建設業などあらゆる分野において必要性が高まってきており、その確保・育成を図るためには、人材が首都圏等の大都市圏に集中する傾向にあることも踏まえ、全国のデジタル人材の公募情報を一括で公表したり、デジタル人材をチームで地方公共団体に派遣するなど、国が積極的に支援する仕組みが必要です。

- (5) 全国的に最も高齢化が進んでいる当県においては、デジタル機器に不慣れな方も多いことから、デジタルリテラシー向上に向けたスマートフォンの操作研修会を実施することにはしています。

また、人と機械を仲介するマン・マシン・インターフェース技術開発等も求められていることから、県が行う独自の取組や産学官が行う最新技術開発などに対する技術的・財政的支援が必要です。

(県担当課室名 企画振興部デジタル政策推進課  
産業労働部産業政策課デジタルイノベーション戦略室)

---

---

## Ⅲ-2 スマート農業の推進について

農林水産省大臣官房、農産局、経営局、  
農村振興局、農林水産技術会議

---

---

### 【要望の内容】

- (1) 国の「スマート農業実証プロジェクト」等において、労働時間の削減や軽労効果、収量・品質の向上、費用対効果、導入基準など、明らかになった成果については、生産現場への分かりやすい情報提供と技術移転に努めるとともに、露地園芸の実証など産地の取組を引き続き支援すること。
- (2) 大規模農業法人等に対し、スマート農業を広く普及していくため、引き続き農機等の低価格化に向けた研究開発を推進するとともに、生産から販売まで一貫体系でのスマート技術の導入に対する負担軽減措置や、経営管理に対する支援の充実・強化を図ること。
- (3) ほ場の大区画化や用排水路等の整備において、地域のニーズに沿ったスマート農機の導入が一体的に実現できるよう、支援制度の充実を図ること。

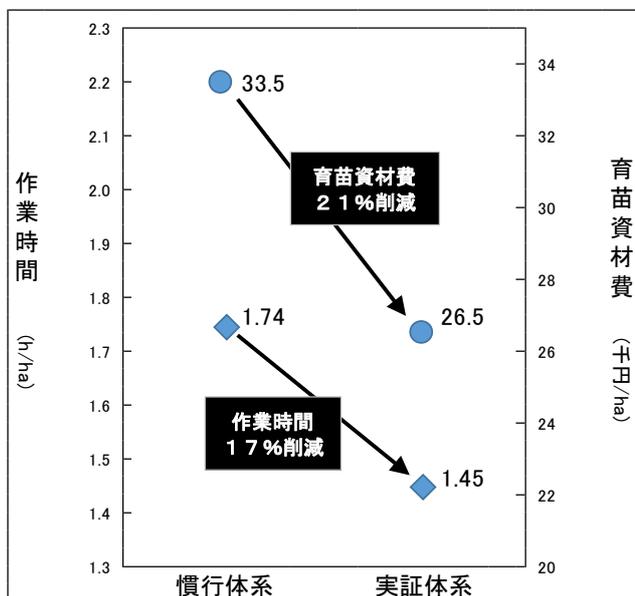
### 【要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、スマート農業を「知り」、「試す」ことにつながるよう、実証プロジェクトの動画や「スマート農業導入指針」による情報提供、産地の品目に応じた技術の効果検証を行っているほか、全県に地域協議会を、公設試験研究機関に専門部門を設置するなど、支援体制を強化しています。
- (2) また、実証プロジェクトを通じて、栽培技術はもとより経営全体における効果を検証していますが、今後、担い手の取組を拡大していくためには、スマート農機の低価格化に加え、栽培や経営の要素技術をパッケージで導入することができる事業の充実・強化を図ることが重要です。
- (3) スマート農業の効果は、自動走行機の導入やICTを活用した用水システムなどの整備と合わせ、ドローンや草刈機などの機器導入も一体的に行うことで一層発揮されることから、農地耕作条件改善事業等において、これらの機器導入にも対応できるよう、支援メニューの充実が望まれます。

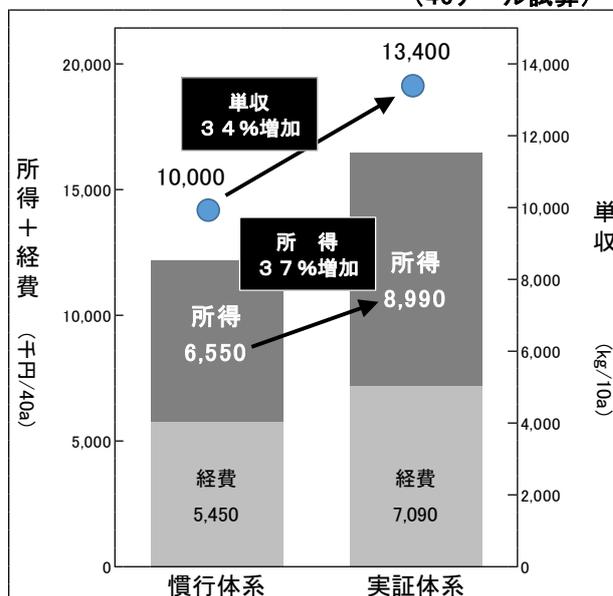
## 【参考資料】

### 1 当県におけるスマート農業の実証成果

#### ○ 田植作業時間と育苗資材費削減効果



#### ○ きゅうりのAI自動かん水施肥システムの増収効果 (40アール試算)



### 2 大区画ほ場におけるスマート農業の実証 (国庫補助：農地耕作条件改善事業を活用)

#### 〔GNSS基地局の設置と自動操舵の実証〕



#### 〔自動給水栓によるICT水管理の実証〕



#### 〔ターン農道の有効性に関する実証〕



(県担当課室名 農林水産部農林政策課、水田総合利用課、園芸振興課、農地整備課)

---

---

### Ⅲ-3 都道府県基幹税務システムの標準化の推進について

デジタル庁

総務省大臣官房、自治財政局、自治税務局

---

---

#### 【要望の内容】

- (1) 都道府県における基幹税務システムの標準化について、今後の明確な方向性を示すこと。
- (2) 税制改正等に伴う基幹税務システムの改修費等が地方公共団体の負担となっていることから、システムの導入・更新・維持管理に対する財政支援を行うこと。

#### 【要望の背景や当県の取組】

- (1) 少子高齢化による人口減少社会において、地方公共団体が個別で基幹システムを開発・維持することは困難になっていくことが想定されることから、業務プロセスや基幹システムの標準化による効率化が必要です。  
こうした中で、令和3年8月に市町村税の税務システム標準仕様書【第1.0版】が作成されましたが、都道府県税については、検討がなされていません。
- (2) 本年9月1日に施行された「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」第11条に財政上の措置について規定されていますが、「国は、地方公共団体情報システムの標準化のために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。」と努力義務にとどまっています。  
近年の大規模な税制改正や納税環境の整備に伴うシステムの改修等にかかる経費については、地方公共団体の大きな財政負担となっています。また、システムの標準化やクラウド型システムの導入についても財政負担となることから、併せて国による財政支援が必要です。

## 【参考資料】

### 地方公共団体の情報システムの標準化

#### 趣旨

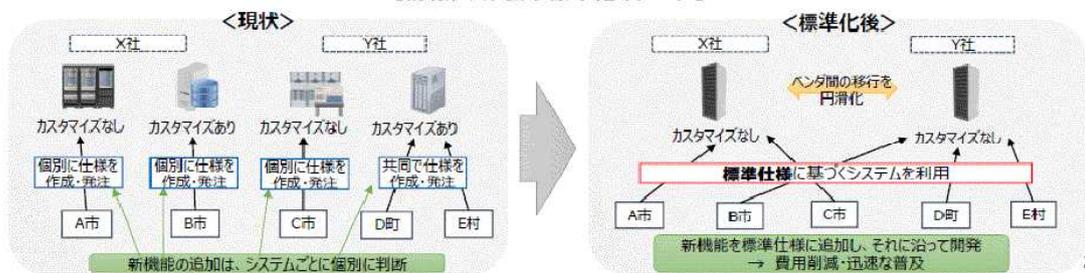
- 地方公共団体の基本的な事務（住民基本台帳、地方税、社会保障等）の大半は法令で内容が定められている。一方、**情報システムは個別にカスタマイズを行っている例が多い。**

#### 【主な課題】

- ・ 維持管理や改修に**重複投資が発生。**
- ・ **調整コストが大きく**、クラウド利用が円滑に進まない。
- ・ 申請手続きのオンライン化・デジタル化の取組等が**全国に迅速に普及しない。**

- こうした課題を解決するため、地方公共団体の基幹系情報システムについての**基準（標準仕様）を策定し**、地方公共団体に当該基準に適合したシステムの利用を求める法的枠組みを構築し、**地方公共団体の情報システムの標準化を実効的に推進。**

#### 【情報システムの標準化イメージ】



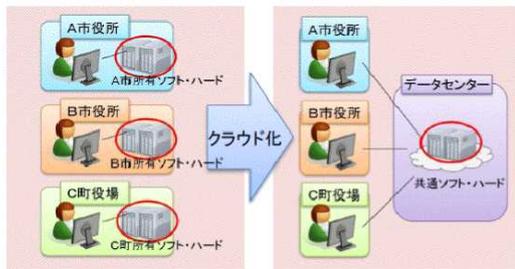
（出典 自治体クラウドの導入促進の取組 H30.6.26 総務省）

### 自治体クラウド導入の取組について

#### 1. 自治体クラウドの推進

- 自治体クラウドとは、住民基本台帳・税務・福祉などの自治体の情報システムやデータを、外部のデータセンターにおいて管理・運用し、複数の自治体で共同利用する取組。

- 従来、自治体は庁舎内に電算機を設置し、個別にプログラムされたソフトで業務処理してきた。



#### 2. 自治体クラウド導入の効果

- 情報システムの運用コストが3割程度削減可能<sup>※</sup>
- 集中監視により情報セキュリティ水準が向上
- 庁舎が被災しても業務継続が可能
- 参加団体間で業務が共通化・標準化

自治体クラウド導入により削減された費用や人的資源を、他の分野で有効活用し、質の高い住民サービスを提供可能となる。

（出典 地方公共団体の情報システムの標準化・共通化 R3.1.25 総務省）

（県担当課室名 総務部税務課）



#### IV 地方創生の推進及び地方の財政基盤の充実・強化

---

---

## IV-1 地方創生のための構造的改革の推進と支援充実について

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部  
内閣府地方創生推進事務局  
総務省自治行政局、自治財政局、総合通信基盤局  
文部科学省高等教育局

---

---

### 【要望の内容】

新型コロナウイルス感染症の拡大により、大都市部における人口集中の負の側面が浮き彫りとなり、若い世代を中心に地方への関心が高まってきている。

このような動きを捉えつつ、東京一極集中を是正し、真に地方創生を実現するため、国がリーダーシップを執って、持続的な発展に向けた国家的戦略を打ち出し、地方の特徴を生かした取組を後押しすることに加え、産業の再配置や高速通信基盤の整備など、地方への人材の定着・還流を図るための抜本的な対策を講じること。

また、人口減少下においても地域の活力を維持するため、地方行政のデジタル化、県と市町村あるいは市町村相互が連携して行政サービスを維持する取組等に対して支援の充実を図ること。

#### 《地方創生推進交付金の活用》

(1) 若者の県内定着や移住・定住の促進、「関係人口」の創出・拡大など、地方の実情に応じた地方創生の取組を加速するため、地方創生推進交付金を継続するとともに、予算を十分に確保すること。

また、同交付金の趣旨に沿った事業については、対象経費の制約等の見直しを行うなど、自由度の高い制度とすること。

#### 《地方への人の流れの拡大》

(2) リモートワークやワーケーションなど、新しい働き方の急速な普及を地方への人の流れの拡大に着実に結び付けていくため、地方が独自に行う移住・定住の促進や関係人口の拡大に向けた取組に対する財政支援の充実を図るとともに、国においても、経済団体や企業に対し、テレワークに関する情報提供や働きかけを一層強化すること。

#### 《移住支援金の対象等要件の緩和等》

(3) 東京圏からの地方移住及び地方の担い手確保を促進するため、地方創生推進交付金（移住・起業・就業タイプ）にかかる「移住支援金」について、本社所在地が東京圏の企業を対象法人とするほか、居住・通勤要件の更なる要件緩和を図るとともに、東京圏等における制度周知の充実を図ること。

《アフターコロナの担い手となる人材を輩出する地方大学への支援の充実強化》  
(4) 地方大学が、地域の中核的存在として将来にわたり安定的な運営を確保し、それぞれの特色を発揮しながら、アフターコロナ時代の担い手となる若者の地方定着や地域産業を支える多様な人材の育成を図るため、地方大学の運営にかかる財政支援の充実を図ること。

《地方への産業再配置》

(5) 都市圏から地方への産業再配置を促進するため、次の措置を講じること。  
① 地方独自の企業立地に対する補助制度への財政支援措置を講じること。  
なお、支援制度等の創設に際しては、地理的条件や気候的条件など地域の実情に応じた支援内容となるよう特段の配慮を行うこと。  
② 物流の活性化や産業競争力の強化を図るため、地方が行う物流施設（港湾、空港）の使用料の減免に対する財政支援措置を講じるとともに、事業者の利用にかかる高速道路料金の割引制度を創設すること。

《高速通信基盤の整備》

(6) 地方創生の更なる推進に向け、5Gをはじめとした高速通信基盤を「基幹的な公共インフラ」と位置づけ、都市と地方で等しく整備が進むよう、必要な支援等を行うこと。

《地域の活力を維持するための地方行政のデジタル化、自治体間連携の取組の支援》

(7) 人口減少社会においても、行政サービスの水準を維持し、様々な地域課題に対応するため、地方行政のデジタル化、県と市町村あるいは市町村相互の協働・連携の促進に向け、地方の意見を十分に踏まえながら、取組を促進するために必要な財政支援等を行うこと。

## 【要望の背景や当県の取組】

- (1) 地方創生推進交付金は、地方創生の取組を深化させるために極めて有効な制度であり、地域再生計画に基づく継続的な施策展開を図ることができるよう、安定的に予算が確保されることが必要です。  
また、同交付金については、販促活動及び各種PR等の交付対象事業にかかる地方公共団体職員旅費や、移住やインターンシップを促進するための個別企業への給付事業が対象外であるなどの制約があることから、地方の実情に応じて活用しやすい制度にする必要があります。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に、首都圏等において、リモートワークやワーケーションなどの新しい働き方が急速に普及しており、今後、これに伴い、地方への人の流れが加速し、移住・定住の促進につながることを期待されます。

当県では、この状況を好機と捉え、人材誘致という新たな視点による移住の拡大を図るため、首都圏企業等に対するPR活動や、当県独自のオーダーメイド型支援制度の提案による個別企業に対する誘致活動を展開しており、こうした取組を集中的に展開するため、リモートワークを実施する企業が行う情報通信環境整備や、従業員の移住関連経費等を地方創生テレワーク交付金の対象とするなどの財政支援が必要です。

また、リモートワークやワーケーションによる地方への人の流れを一層加速するためには、地方の取組に加え、国においても経済団体や首都圏企業等に対する支援制度のPRなど、きめ細かい情報提供や働きかけを強化していく必要があります。

- (3) 本制度については、対象となる法人・移住者にかかる要件が厳しいため、令和2年度末時点の支給実績が11世帯にとどまっている状況です。

これまで、法人要件や支給対象者の居住・通勤要件、勤務・就業要件などの一部改正が行われましたが、地域経済牽引の中核となる誘致企業が事実上排除されているなど、なお不十分な内容であり、要件の更なる見直しが必要です。

また、移住支援金の利用拡大に向けた制度周知について、各道府県の取組に加え、国においても東京圏のハローワークや移住相談窓口等での転職希望者や移住潜在層への情報発信の強化が必要です。

- (4) 近年、当県内の大学においては、国の交付金を活用した、国立大学と公立大学の共同によるシステム指向のエンジニアや、起業家精神にあふれるグローバル人材、スマート農業人材の育成に向けた取組が実施・計画されています。

地方大学が、アフターコロナの担い手となる多様な人材を育成・輩出していくためには、国公立を問わず、大学経営の基盤となる財源についても国がしっかりと支援しながら、地方創生に向けた取組を力強く後押ししていく必要があります。

- (5) 首都圏への一極集中という長年にわたり形成されてきた強固な社会構造を地方のみで打破することは極めて困難であり、国の責任において解決すべき課題です。

当県では、輸送機産業など成長分野への新たな事業展開や、地域経済を牽引する中核企業の育成などに取り組んでいます。首都圏への一極集中の是正を図るためには、国において地方への産業再配置を促進するための更なる政策を打ち出し、地域産業の活性化と雇用の拡大を図る必要があります。

- (6) 5Gや光ファイバ網をはじめとした高速通信基盤の整備については、収益性の高い都市部で先行し、地方は後回しになることが懸念されます。

今後、社会生活全般へ様々なデジタル技術を取り入れ、地域の活性化を加速し、真の地方創生に向けた取組を推進するためには、高速通信基盤を「基幹的な公共インフラ」と位置づけ、国の責任において都市と地方の格差が生じないように、整備を促進する必要があります。

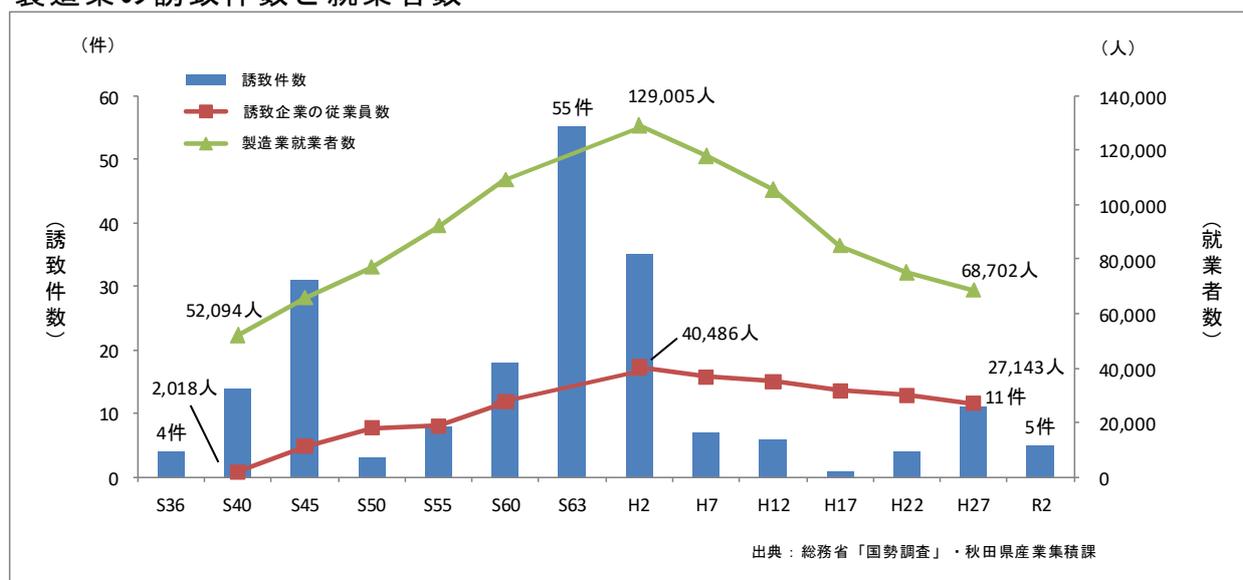
(7) 全国最速のペースで人口減少が進むとされる当県において、今後とも市町村が行政サービスの水準を維持し、地域課題に対応していくためには、地方行政のデジタル化、県と市町村あるいは市町村同士が連携して取り組むことが必要であり、自治体間の多様な連携体制を構築することが喫緊の課題となっています。

地方公共団体においては、基幹17業務のみならず内部管理事務等の新たな情報システムの構築や既存システムの改修・運用に多額の費用を要することから、これらの取組に対する継続的な財政支援が必要です。

また、当県では、「人口減少社会に対応する行政運営のあり方に関する研究会」や市町村間連携に関する「地域連携研究会」等において共通する課題について検討を行い、その具体化を図っていますが、こうした取組を一層推進していくためには、国の支援が必要です。

## 【参考資料】

### 製造業の誘致件数と就業者数



(県担当課室名 あきた未来創造部あきた未来戦略課、高等教育支援室、移住・定住促進課、企画振興部市町村課、デジタル政策推進課、産業労働部産業集積課)

---

---

## IV-2 地方の財政基盤の充実・強化について

内閣府地方創生推進事務局  
総務省大臣官房、自治財政局  
財務省大臣官房、主計局  
厚生労働省医政局、健康局、医薬・生活衛生局

---

---

### 【要望の内容】

- (1) 令和4年度の地方財政計画の策定に当たっては、地方公共団体における恒常的な財源不足を解消し、持続的かつ安定的な財政運営が可能となるよう一般財源総額を確保すること。
- (2) 地方交付税については、「地方固有の財源」であり、総額の確保はもとより、地方交付税制度の本来のあり方を十分に踏まえた機能の維持・充実を行うこと。  
また、令和2年度から措置された「地域社会再生事業費」を恒久化するとともに、今年度から新たに計上された「地域デジタル社会推進費」を令和5年度以降も引き続き措置し、条件不利地域に重点を置いた現在の算定方法を維持すること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の拡大・長期化は、税収の減少や対策経費の増嵩など、地方財政に甚大な影響を及ぼすことから、地方公共団体が持続可能な財政運営が行えるよう十分な財源保障をすること。  
また、今後感染症が更に拡大・長期化し、地方税収等が一層減収となる場合には、昨年度措置された「減収補填債」の対象税目追加など、柔軟な対応を行うこと。
- (4) 新型コロナウイルス感染症の拡大・長期化に伴い、地域経済の振興策や感染対策を継続的に実施することが必要であるため、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」や「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」を増額するなど、地方公共団体が必要とする財源について、引き続き措置すること。  
また、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の事業者支援分については、事業者に対し直接補助・給付する事業が対象となっているが、地方公共団体が発行するプレミアム付商品券や旅行券等、地域の実情に応じて実施する事業者支援に資する事業も幅広く対象となるよう、枠の見直し、弾力的な運用を図ること。併せて、繰越を含む期間の延長や手続の簡素化を図るなど、柔軟に活用できる制度とすること。

## 【要望の背景や当県の取組】

- (1) 地方公共団体が責任と自主性をもって地方創生や人口減少対策をはじめ、地域経済活性化・雇用対策、人づくり、国土強靱化のための防災・減災事業など、地方の実情に応じた様々な行政サービスを着実に推進していくためには、地方交付税をはじめ、安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額の確保・充実が必要です。
- (2) 広大な県土を有する一方、経済・地方財政が脆弱で、人口の急減が課題となっている当県においては、地方交付税等の減少が、施策・事業の推進に大きく影響しております。このような地方の声を受けて、昨年度は、地方財政計画に地域社会の維持・再生に取り組むための歳出項目である「地域社会再生事業費」、今年度は、地域デジタル社会の形成に取り組むための「地域デジタル社会推進費」が新たに計上されたところですが、コロナ禍の中でこれまで積み重ねてきた地域振興・地方創生の取組が停滞しており、「地域デジタル社会推進費」については、令和4年度までの措置となっています。
- (3) 特に、新型コロナウイルス感染症は、大規模自然災害と同様の甚大な影響を地方に及ぼしており、感染の拡大・長期化により安定的な財政運営に支障を来すことから、十分な財源保障が必要です。  
新型コロナウイルス感染症の影響による税収減に対応するため、昨年度に限り「減収補填債」の対象税目の追加が認められましたが、現下の情勢は、感染症の影響が更に拡大・長期化しており、地域経済は一層の低迷に苦しんでいます。
- (4) 国においては、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し、地方創生を図ることを目的とした「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」や、感染防止策や医療提供体制の整備等のための「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」が増額されましたが、全国的な感染拡大の影響を受けて、緊急事態宣言の対象となっていない地域でも、地域経済の停滞が深刻であり、経済対策が急務であること、さらにこれらの支出に対応するための財政基盤が弱いことなどから、引き続き、国による財政支援の充実・拡充が必要です。

(県担当課室名 総務部財政課  
企画振興部総合政策課)



## V 時代の変化を見据えた成長産業の拡大

---

---

## V-1 環日本海交流や地域の拠点となる秋田港等の整備促進について（拡充）

---

---

国土交通省大臣官房、港湾局

### 【要望の内容】

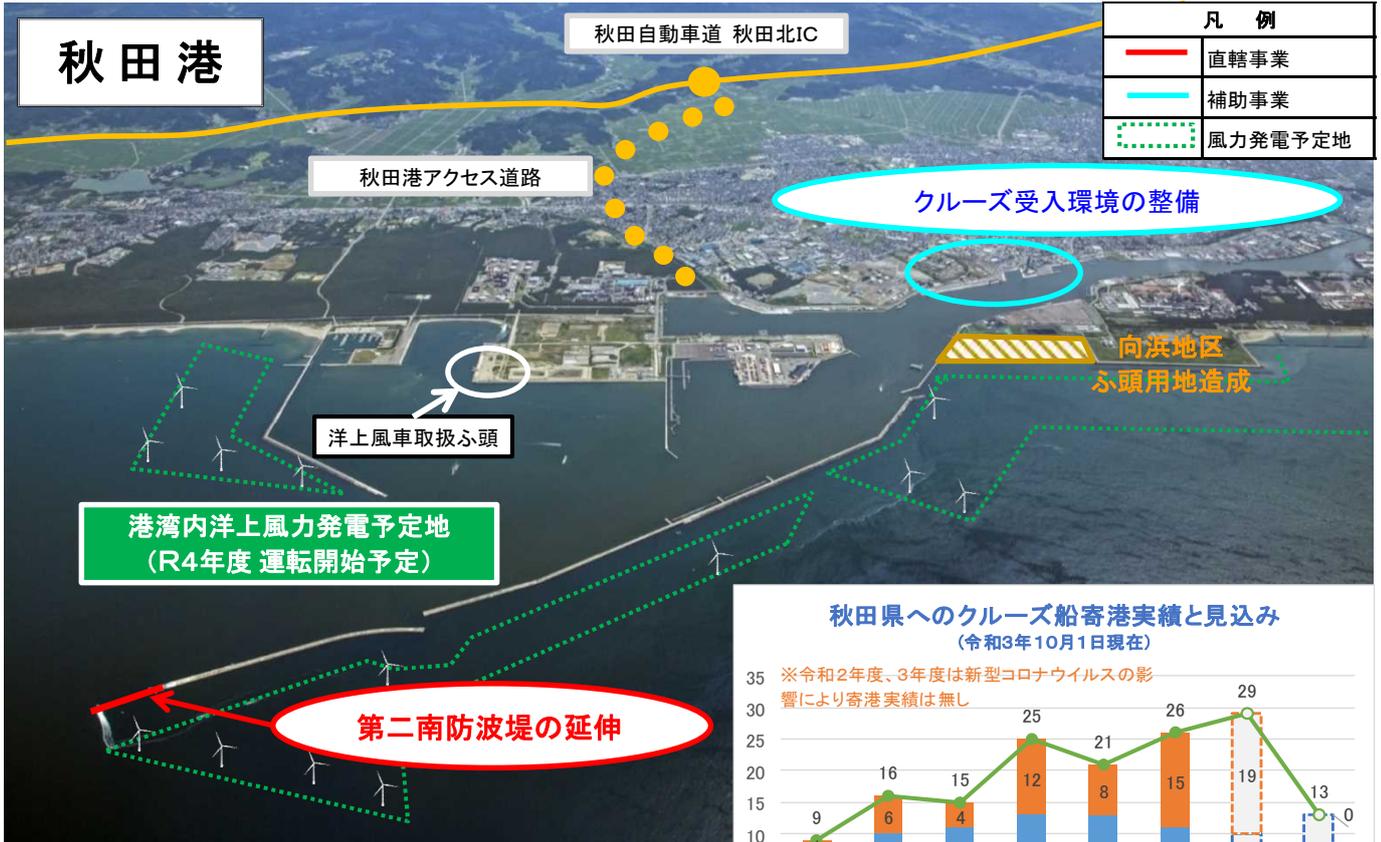
- (1) 海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾（基地港湾）に指定された能代港、秋田港の機能強化を促進するとともに、両港が複数の発電事業者により、継続的かつ最大限に有効利用されるよう利用調整を図ること。  
また、洋上風力発電の導入促進に向け、「2050年カーボンニュートラル実現のための基地港湾のあり方に関する検討会」において、基地港湾を補完する港湾など、基地港湾の機能強化に向けた具体的な方策を示すこと。
- (2) 秋田港、能代港において、通年で安定した船舶の入港を可能とするため、防波堤の整備等を促進すること。
- (3) 秋田港、船川港、能代港における施設改良（岸壁、船揚場、防波堤）について、整備に必要な予算を確保し支援すること。
- (4) 外航を含むクルーズ船の安全・安心な運航のための環境づくりを行うとともに、受入態勢の整備に必要な予算を確保し支援すること。

### 【要望の背景や当県の取組】

- (1) 能代港と秋田港の港湾区域内において、大規模な洋上風力発電設備の建設が開始され、また、秋田県沖を含む日本海側北部沿岸の一般海域においては、洋上風力発電の先行的な建設計画が進められています。  
港湾法に基づき基地港湾に指定された能代港と秋田港では、部材の組立てや積出し、維持管理などを行うための施設整備等の港湾の機能強化が必要です。また、両港が秋田県沖以外の一般海域の洋上風力発電設備の建設等にも利用されることにより、機能強化にかかる費用対効果を最大限に発揮することが可能となります。  
さらに、今後の風車の大型化に対応するとともに、スピード感を持って設置等を行うためには、能代港と秋田港を補完する港湾として船川港を活用することが効果的であり、当県に洋上風力発電向けの港湾群を形成することにより、洋上風力発電の導入促進に寄与することができます。
- (2) 秋田港及び能代港では、将来の貨物量や航行船舶の増加に対応した環境整備が必要となっています。
- (3) 秋田港、船川港及び能代港では、係留施設の老朽化対策、船舶の大型化に対応した利便性の高い係留施設の整備及び港内静穏度向上のための外郭施設の整備を行う必要があります。
- (4) 外航を含むクルーズ船の安全・安心な寄港受入に向けた取組を推進するとともに、受入態勢を強化するための施設の整備を実施し、寄港の回復につなげる必要があります。

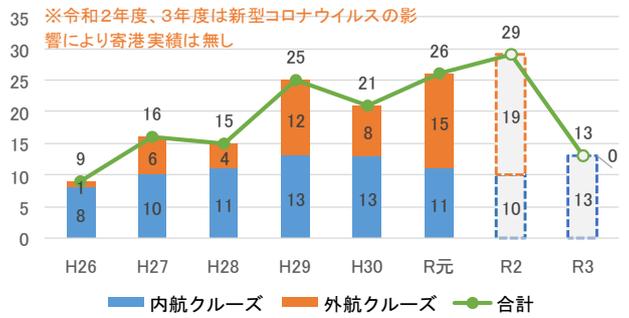
# 秋田の重点プロジェクトを支える港湾整備

## 秋田港

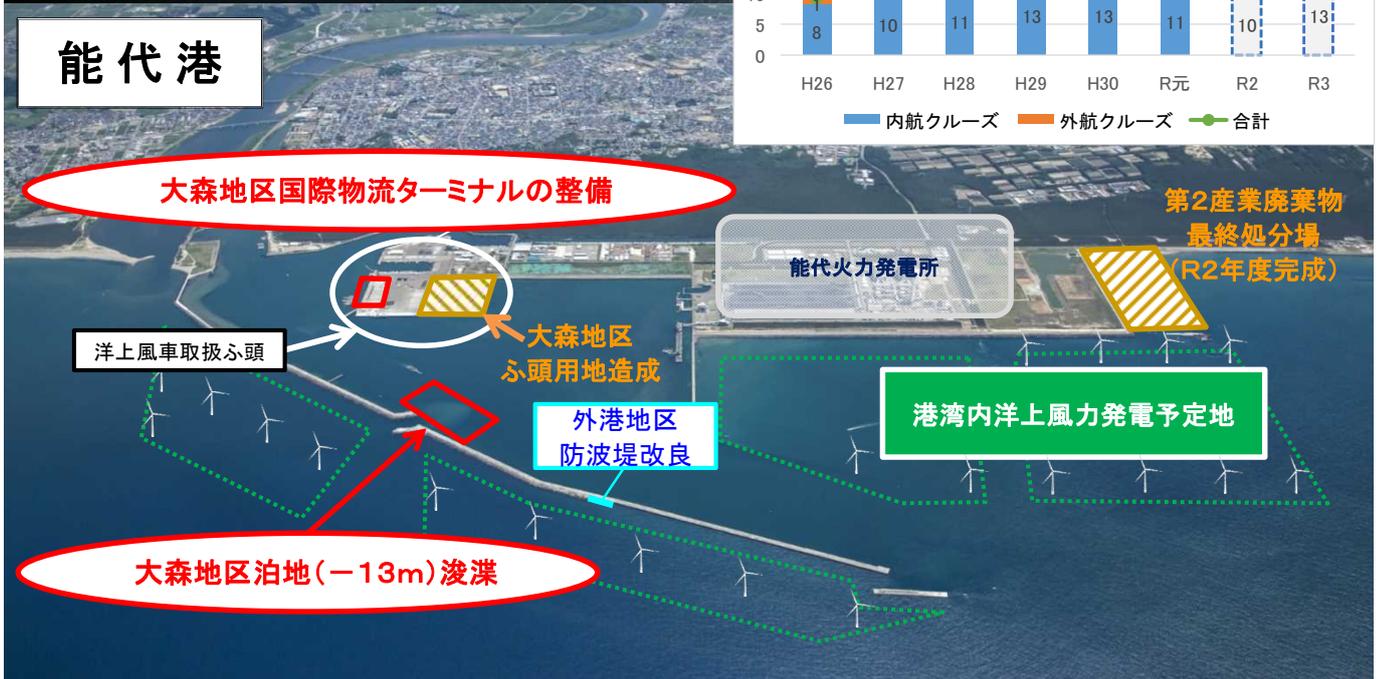


凡 例	
<span style="color: red;">—</span>	直轄事業
<span style="color: cyan;">—</span>	補助事業
<span style="border: 1px dashed green; padding: 2px;"> </span>	風力発電予定地

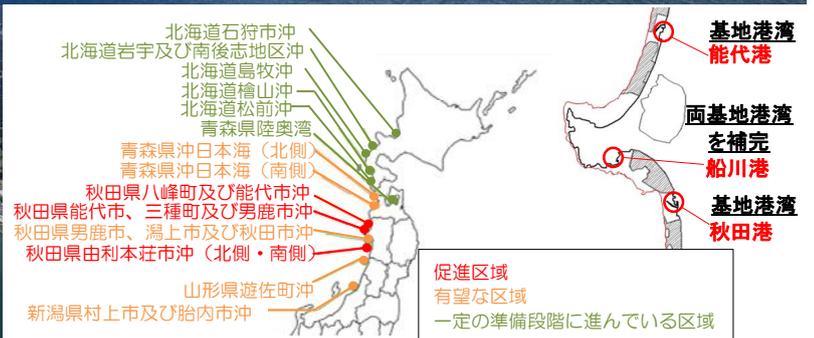
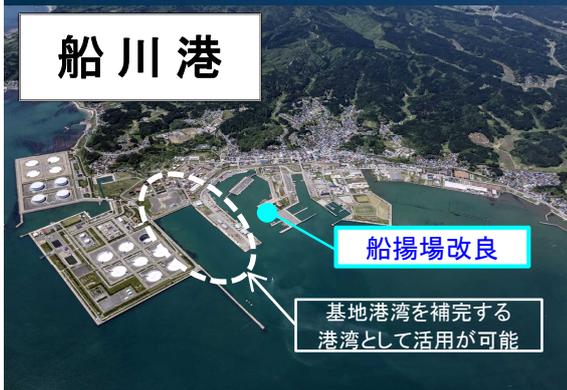
秋田県へのクルーズ船寄港実績と見込み  
(令和3年10月1日現在)



## 能代港



## 船川港



海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律(再エネ海域利用法)における一般海域の整理状況【日本海側北部】

(県担当課室名 建設部港湾空港課)

---

---

## V-2 中小企業・小規模事業者への経営支援の継続について

厚生労働省職業安定局  
経済産業省中小企業庁

---

---

### 【要望の内容】

- (1) 新型コロナウイルス感染症の拡大により、厳しい経営状況にある中小企業・小規模事業者を支援するため、持続化給付金及び家賃支援給付金を再度支給するとともに、雇用調整助成金の特例について、事業者の経営が一定程度回復するまで継続すること。
- (2) ウィズコロナ・ポストコロナの社会経済情勢の変化に対応した、新たなビジネスモデルへの転換等に、多くの中小企業・小規模事業者が取り組めるよう支援すること。

### 【要望の背景や当県の取組】

- (1) 新型コロナウイルス感染症の拡大により、多くの企業で売上が激減するなど業況が悪化し、特に中小企業・小規模事業者では経営の危機に直面しています。
- (2) 中小企業・小規模事業者は、各種融資制度の拡充や雇用調整助成金、持続化給付金、家賃支援給付金などにより、これまで堪え凌いできましたが、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化していることから、特に固定費の負担が大きく、企業体力が著しく疲弊してきています。
- (3) 国においては、一時支援金、それに続く月次支援金を支給していますが、企業の固定費負担を賄うには不十分で、また、支援金の対象にならない場合もあります。
- (4) このため、持続化給付金や家賃支援給付金の再度の支給、雇用調整助成金の特例措置の延長が強く求められています。
- (5) また、今後は、中小企業・小規模事業者においても、業態転換等に取り組んでいくことが重要であることから、中小企業等事業再構築促進事業等について、柔軟な制度運用や、地域経済の状況を踏まえ来年度以降も実施するなど、多くの企業が取り組めるような支援制度にすることが必要です。

(県担当課室名 産業労働部産業政策課)

## VI 攻めの農林水産業の振興

---

---

## VI-1 農業の競争力強化に向けた取組の着実な推進について

財務省大臣官房、主計局  
農林水産省大臣官房、農産局、  
畜産局、農村振興局、林野庁

---

---

### 【要望の内容】

- (1) 農業政策については、食料の安定供給はもとより、農業・農村の持つ多面的機能が将来にわたって適切に維持・発揮されるよう、国際通商等の影響を十分に踏まえながら、国内農業の競争力強化に向けた施策を拡充するなど、機動的に対応すること。
- (2) 農業の持続的な発展に向け、「農業農村整備事業」をはじめ、「産地生産基盤パワーアップ事業」や「強い農業づくり総合支援交付金」、「畜産クラスター事業」等について、予算を十分かつ継続的に確保すること。

### 【要望の背景や当県の取組】

- (1) 新たな「食料・農業・農村基本計画」のもと、食料の安定供給や農業の持続的な発展に向けた施策を円滑に推進するため、必要な予算を十分かつ安定的に確保することが必要です。  
また、TPP11や日EU・EPA、日米貿易協定の発効を踏まえ、「総合的なTPP等関連政策大綱」と「農業生産基盤強化プログラム」に基づく対策を着実に実行するとともに、牛肉のセーフガード発動基準数量については、米国を含めTPP協定の総枠内で設定することが必要です。
- (2) 当県では、農業の成長産業化を一層加速するため、地域農業の拠点となる園芸や畜産の大規模生産団地を、それぞれ50か所を目標に全県域に整備してきた結果、農畜産物の出荷量が拡大し、農業産出額の伸び率が4年連続で全国トップクラスになるなど、着実に成果が現れてきています。
- (3) こうした大規模生産団地の整備には、「農業農村整備事業」をはじめ、「産地生産基盤パワーアップ事業」や「強い農業づくり総合支援交付金」、増頭奨励金を含む「畜産クラスター事業」等が不可欠であり、地域の実情に応じた制度にするとともに、必要な予算を安定的に確保することが必要です。

【参考資料】

1 産地生産基盤パワーアップ事業等の実績と計画

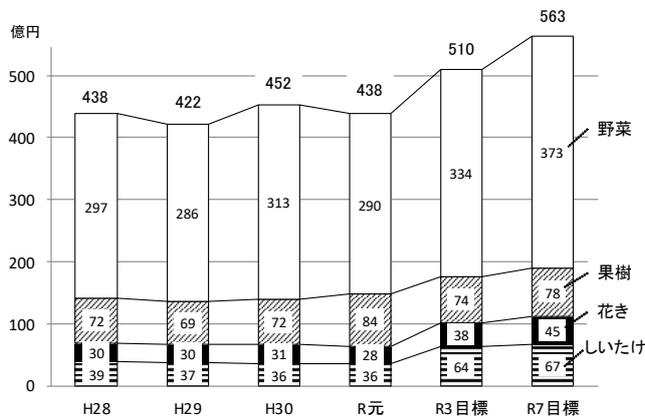
(単位：百万円)

予算時期等	地区名等	事業費	補助金
令和2年度実績 (R元補正)	横手市醍醐地区、美郷町中野地区、三種町鶴川地区、八峰町峰浜地区、湯沢市秋ノ宮地区など 計19地区	2,095	952
令和3年度計画 (R2補正)	大館市田代地区、藤里町矢坂上野地区、大仙市内小友地区、秋田市金足地区、横手市など 計13地区	2,697	1,226
令和4年度計画	能代市比八田・外荒巻地区、八峰町峰浜石川地区、秋田市鶴養地区、由利本荘市大内地区、湯沢市三梨地区など 計10地区	2,393	1,191

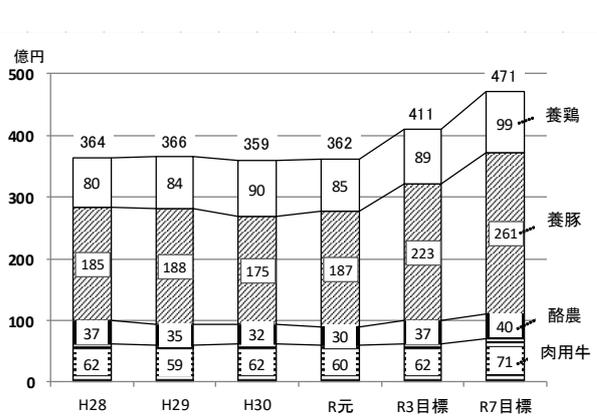
2 畜産クラスター事業の実績と計画

(単位：百万円)

予算時期等	地区名	事業費	補助金
令和2年度実績 (R元補正)	男鹿市角間崎地区、大仙市中仙地区、由利本荘市大内地区 計3地区	621	281
令和3年度計画 (R2補正)	北秋田市鷹巣地区、秋田市河辺地区 計2地区	3,579	1,622
令和4年度計画 (R5以降含む)	大館市赤石地区、北秋田市鷹巣地区、鹿角市八幡平地区など 計6地区	10,479	4,763



〔主要園芸作物の産出額の推移と目標額〕



〔畜産産出額の推移と目標額〕

(県担当課室名 農林水産部農林政策課、水田総合利用課、園芸振興課、畜産振興課)

---

---

## VI-2 新規就農者の確保・育成について（新規）

農林水産省大臣官房、経営局

---

---

### 【要望の内容】

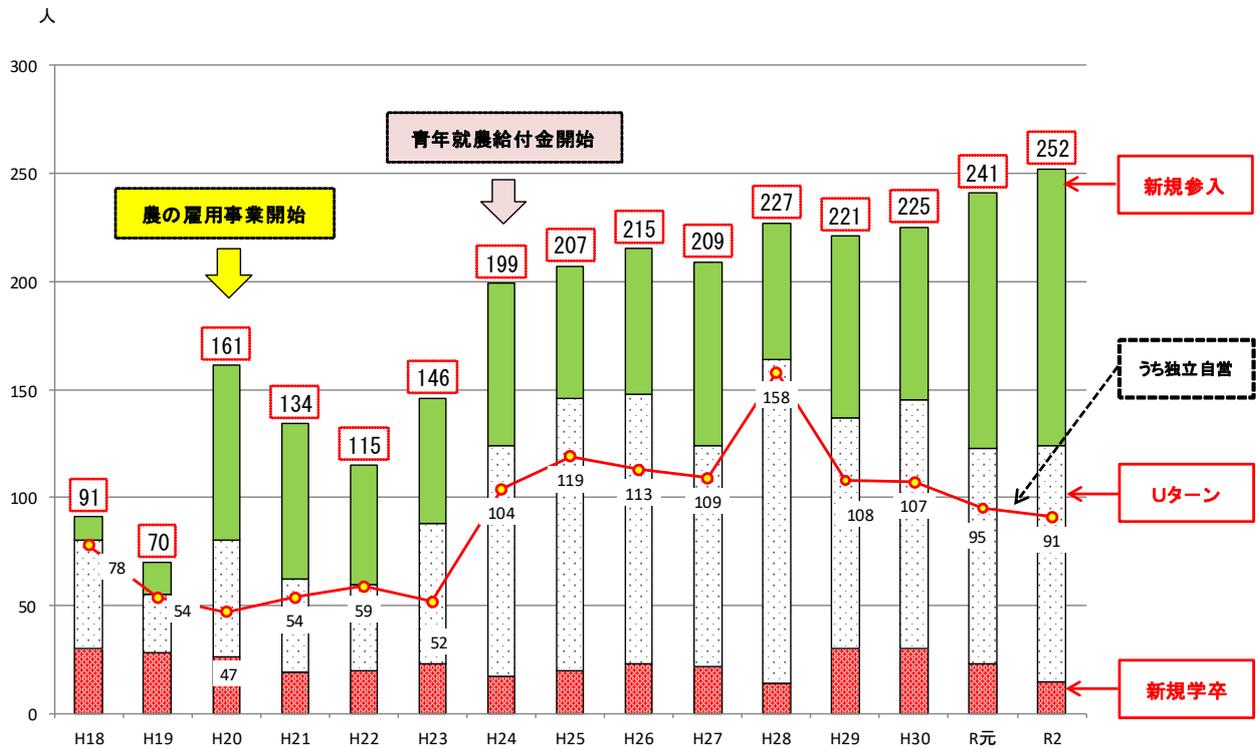
- (1) 新規就農者の確保・育成に向けた施策については、地方に新たな財政負担が生じることのないよう、全額国庫による措置を継続すること。  
また、新規就農施策の制度変更については、地方との協議や意見聴取を十分行った上で制度設計を進めること。
- (2) 研修への支援対策については、地域の個別経営体を担い手として確実に確保・育成するという観点から、親元就農者も支援の対象とするよう要件を緩和し、施策の充実を図ること。

### 【要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、就農希望者の就農相談から、就農前研修の実施、就農に向けた機械・施設導入に対する支援など、段階に応じた総合的な就農対策の実施により、8年連続で年間200人を超える新規就農者を確保しています。
- (2) 一方で、農業就業人口が急速に減少することが予想される中、認定農業者の68%が60歳以上であり、新規就農者の確保・育成が喫緊の課題となっています。令和2年度には、「農業次世代人材投資事業」を活用し、280名に対し407百万円を交付しましたが、地方への新たな財政負担が生じた場合、財源不足等から新規就農者に対する支援に格差が生じるほか、交付事務等の事務負担の増大が懸念されます。
- (3) 受講者の100%が就農する当県の農業研修制度において、農業次世代人材投資事業（準備型）の交付対象にならない親元就農予定の研修生に対しては、県と市町村が研修中に必要な費用として奨励金を支給しています。  
例年、奨励金を受給する者が準備型の交付対象者の2倍以上いることから、親元就農者が当県農業の担い手として必要不可欠な存在であり、今後も確保と定着へ向けた支援に取り組んでいく必要があります。

【参考資料】

1 当県における新規就農者の推移



2 農業研修生への支援状況 (人)

	国準備型	県奨励金	計
令和元年度	22	50	72
令和2年度	13	45	58

※数値は次世代人材投資事業（準備型）の交付対象及び県の奨励金を受給する県内研修生の人数

(県担当課室名 農林水産部農林政策課)

---

---

## VI-3 需要に応じた米生産推進のための環境整備について

総務省自治財政局  
農林水産省農産局

---

---

### 【要望の内容】

- (1) 令和4年産米の生産調整により、早期に需給改善を図るため、「水田活用の直接支払交付金」の十分な予算を確保するとともに、備蓄米や飼料用米など、非主食用米のインセンティブを高めること。
- (2) 需要に基づいた米生産を進めるため、播種前契約を締結する取組が定着するよう、卸売業者や実需者の理解と協力を促すとともに、豊作や予想しない需要の減少が、米価に長期的な影響を与えないよう、市場隔離効果を発揮させる恒常的な需給調整システムを構築すること。
- (3) 収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）について、必要な予算を十分に確保するとともに、主業農家や人・農地プランの中心経営体等も対象とするなど、セーフティネットの拡充・強化を図ること。
- (4) 令和4年産米の販売環境が改善されるよう、主食用米の需要の減少に歯止めをかけるため、消費喚起に向けた対策の充実・強化を図ること。
- (5) 集荷業者が、自主的な判断で飼料用米等に転換するなど、需給調整に取り組みやすくなるよう、制度の更なる見直しを行うこと。
- (6) 穀類乾燥調製貯蔵施設等の基幹施設について、耐震性診断や維持・更新計画の策定と、それに伴う施設の改修に対する支援対策に必要な予算を十分に確保すること。

### 【要望の背景や当県の取組】

- (1) 主食用米の需給緩和に伴い、令和3年産においては、当県をはじめ全国的に主食用米からの作付転換をしましたが、再び主食用米に揺り戻しが起こらないよう、引き続き、4年産においても、飼料用米等について、主食用米と遜色のない収入水準となる制度設計を行い、需給均衡を図る必要があります。

- (2) 当県では、事前契約の締結を推進していますが、コロナ禍の影響により、早期の契約締結が難しくなっており、需給緩和局面においては、実需者側の理解と協力が必要不可欠となっています。  
また、米価の大幅な下落は、農地の受け手となっている大規模経営体への影響が大きいことから、需給を安定させることが求められています。
- (3) 令和3年産米の概算金の大幅な下落は、多くの農業者において、資金繰りなど経営への影響や、生産意欲の減退につながっており、ナラシ対策の加入対象者の拡大が必要です。
- (4) 需要に応じた米づくりを着実に進めていくためには、生産面での取組だけでなく、需要面からも減少に歯止めをかけることが重要であり、消費拡大に向けた取組の更なる強化が必要です。
- (5) 集荷業者が機動的に対応できるよう、交付金の代理受領に取り組みやすい環境への改善が必要です。
- (6) 稲作の基幹施設として当県で整備されている45基の穀類乾燥調製貯蔵施設について、これまで小規模な補修を繰り返しながら利用してきていますが、老朽化や機能低下が著しく、地震などにも対応できるよう、施設の抜本的な改修や強化、更新が喫緊の課題となっています。

## 【参考資料】

### 1 事前契約率の状況

(単位：千玄米トン)

	令和元年	令和2年
集荷数量	277.0	280.6
うち事前契約数量 (事前契約比率)	189.5 (68%)	207.1 (74%)

### 2 水田活用の直接支払交付金の交付状況

(単位：億円)

	令和元年	令和2年
戦略作物助成	78.2	76.7
産地交付金	36.3	35.5
計	114.5	112.3

### 3 当県におけるカントリーエレベーター(CE)の設置状況

(単位：基)

設置時期	S40～59	S60～H9	H10～19	H20～	計
設置基数	19	16	4	6	45
うち耐用年数経過 ※	15				15

※全体のうち、耐用年数(鉄筋コンクリート造サイロ：35年)を超えて更新等が行われていないもの。

(県担当課室名 農林水産部農林政策課、水田総合利用課)

---

---

## VI-4 農業農村整備事業の予算確保について

農林水産省大臣官房、農村振興局

---

---

### 【要望の内容】

農業農村整備事業は、担い手への農地集積や高収益作物への転換、スマート農業の導入に必要不可欠であり、農村地域の安全・安心を確保する上でも極めて重要な施策であることから、今後とも必要な予算を安定的に確保すること。

### 【要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、米依存から脱却し効率的で収益性の高い生産構造への転換を図るため、園芸メガ団地の整備をはじめとする各種施策を強力に推進した結果、令和元年度の農業産出額は、過去10年で最高額となり、前年度からの増加額が全国1位となるなど、着実に成果が現れてきています。
- (2) 収益性の高い生産構造への転換やスマート農業の普及拡大には、ほ場整備が不可欠であることから、引き続き、農地中間管理事業、園芸振興施策と三位一体で進める「あきた型ほ場整備」を重点的に実施するとともに、ほ場整備地区において、田んぼダムの取組等による流域治水対策を推進することにしていきます。
- (3) 当県の基幹的な農業水利施設の4割以上が標準耐用年数を超過しており、施設の長寿命化や防災・減災のための適切な補修・更新等が必要になっています。特に、防災重点農業用ため池については、ため池工事特措法等に基づき、計画的に防災工事等を進めていくこととしています。
- (4) 農業・農村の持続的な発展に向け、こうした取組を集中的かつ計画的に実施していくためには、必要な予算を安定的に確保することが必要です。

## 【参考資料】

[あきた型ほ場整備による園芸作物の産地づくり]

**男鹿市 五里合地区**（令和2年度農業農村整備優良地区コンクール農業振興部門農林水産大臣賞）

ほ場整備を契機に、3農業法人へ地区内農地の99%を集積。

高収益作物（長ねぎ）を導入し、わずか3年で販売額が大幅に向上。

名水で知られる湧水群を農業用水として活用し、米のブランド化に取り組む。



五里合地区全景



ねぎの園芸メガ団地(19ha)



法人代表者による県知事への受賞報告



米のブランド化への取組（男鹿の湧水滝の頭米）

[ため池の防災・減災対策]



ため池の防災・減災対策  
平沢大堤地区（秋田市）

[田んぼダムの普及・啓発]



スマート田んぼダム実証  
大仙美郷地区（大仙市・美郷町）

（県担当課室名 農林水産部農地整備課）

---

---

## VI-5 農地中間管理事業の着実な推進について（拡充）

農林水産省経営局

---

---

### 【要望の内容】

- (1) 農地中間管理機構事業の予算を十分に確保するとともに、地方に新たな負担が生じないようにすること。  
特に、農地バンクから転貸後に受け手がなくなった農地について、新たな受け手に貸し付けるまでの一定期間農地バンクが中間保有するために必要な借受農地管理等事業の予算確保に配慮すること。
- (2) 人・農地プランの「目標地図」の実現に向け、農業委員会による農地の出し手・受け手の意向調査結果をデータベース化し、新規就農希望者の農地確保や農地の集約化に対する支援に活用するなど、農地の流動化に向けたサポート体制の充実を図ること。

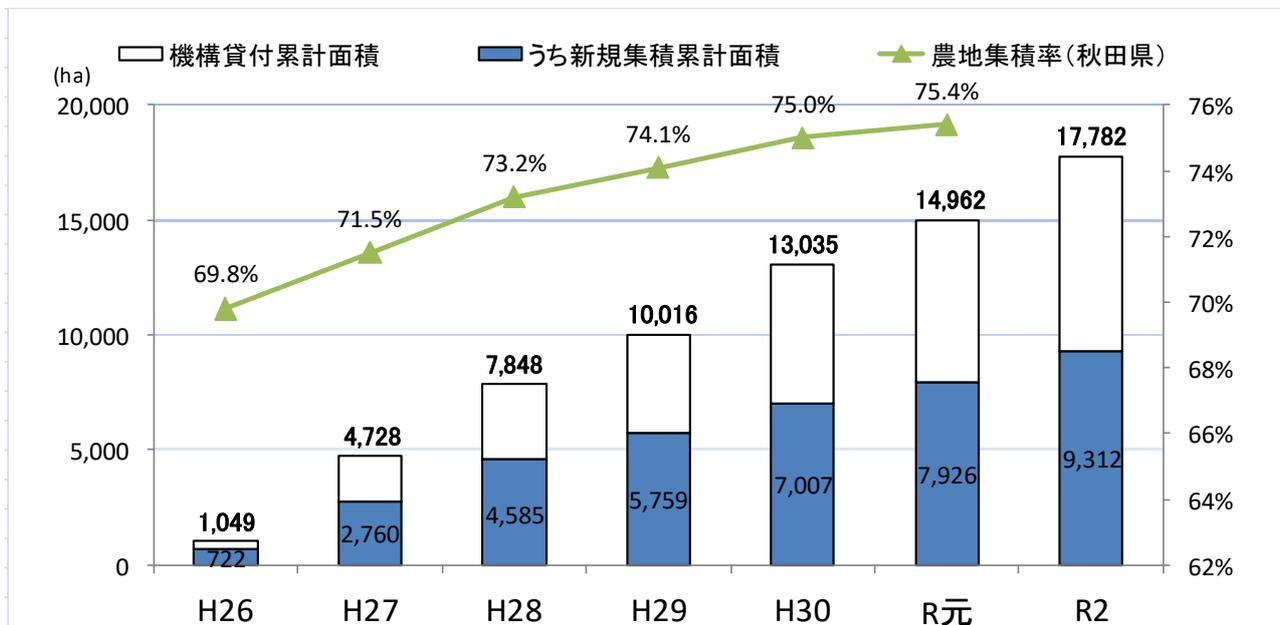
### 【要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、令和5年度までに担い手への農地集積率を90%に引き上げることを目標に、事業推進に向けた関係機関との連携協定を締結し、推進チームの設置や、機構の現地相談員の配置など、現場段階における推進体制を強化してきたほか、ほ場整備や園芸メガ団地整備との一体的な取組により、農地の集積・集約化を積極的に推進しています。  
近年、農地バンクの転貸面積の拡大に伴い、転貸期間中に病気などを理由に受け手が離農した後、新たな受け手が見つからず、農地が出し手に返される事案が増加しています。農地バンクが中間保有し、新たな受け手を探す期間において農地の賃料、保全管理経費等を支援する借受農地管理等事業は、予算の範囲を超える場合、農地バンクの持ち出しとなることが負担になっています。

(2) 新規就農者の経営開始に必要な優良農地の確保や、人・農地プランの「目標地図」の実現のためには、担い手が耕作する農地の分散錯圃を解消し、集約化する必要があることから、農業委員会が収集する出し手・受け手の意向等の情報を基に、現在又は数年後に利用可能な農地の情報をデータベース化し、農地流動化のために活用できるシステムを構築するとともに、システムの活用をサポートする体制の充実が必要です。

【参考資料】

当県における農地集積の推移



<全国順位>

貸付面積	7	5	3	3	2	4	3
うち新規集積面積	3	2	1	2	3	3	3

(県担当課室名 農林水産部農林政策課)

---

---

## VI-6 環境にやさしい農業の推進について（新規）

農林水産省大臣官房、農産局、農林水産技術会議

---

---

### 【要望の内容】

- (1) 「みどりの食料システム戦略」が掲げる有機農業等の目標を実現するため、国はもとより地方の試験研究機関や民間企業とも連携し、農家が一般的に使える雑草・病害虫防除の技術開発を行うとともに、必要な予算を十分に確保すること。
- (2) 有機農業等に取り組む担い手の確保・育成を図るため、若手農業者等のネットワークづくりや技術習得、機械導入支援など、意欲的な担い手のサポート体制の構築に向けた事業メニューの充実に努めること。

### 【要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県における有機農業等は、大部分を水稻が占めていますが、農薬に頼らない病害虫防除への不安や、雑草防除に要する労力を確保できないため、面積は減少傾向にあります。  
農業者の減少と高齢化が進む中、有機農業等の面的な広がりや団地化を図るためには、スタンダードで省力・効果的な技術の開発が不可欠です。
- (2) 若い担い手の中には、有機農業を志す者がいる一方、近隣に相談できる先輩農業者や同年代の仲間、技術支援を受けられる指導者が不足しているため、定着に至らない事例が見られます。  
今後、有機農業の担い手の確保・育成を図るためには、生産者同士のネットワークづくり、指導者の育成や派遣システムの構築、機械導入等に対する支援が必要です。

## 【参考資料】

### 1 秋田県有機農業推進計画の目標値

目 標	単位	現状	目標
		(H30年度)	(R7年度)
1 有機JAS認証ほ場面積	ha	477	500
2 耕地面積のうち有機JASほ場面積の割合	%	0.32	0.34
3 有機JAS認証農業者数	戸	88	92
4 有機JAS認証+特別栽培農産物(無農薬・無化学肥料)認証面積	ha	557	585

資料：秋田県有機農業推進計画より抜粋

### 2 環境保全型農業直接支払交付金の取組状況

	第1期対策				第2期対策～
	H28	H29	H30	R元	R2
取組市町村	16	16	16	15	13
交付金(百万円)	97	105	101	97	134
交付面積 (ha)	1,443	1,611	1,525	1,519	4,204
かぼ-クワップ	490	490	544	493	454
有機農業	640	603	500	459	452
堆肥の施用	287	292	254	255	255
長期中干し					2,497
地域特認	25	225	227	312	547

(県担当課室名 農林水産部農林政策課、水田総合利用課)

---

---

## VI-7 豚熱のまん延防止対策の徹底について

総務省自治財政局  
農林水産省消費・安全局

---

---

### 【要望の内容】

- (1) 円滑な豚熱ワクチン接種を実施するため、知事が認定した獣医師が実施したワクチン接種により死亡し、又は障害を受けた豚についても、家畜伝染病予防法第58条の手当金の交付対象とすること。
- (2) 野生イノシシの豚熱感染拡大を防ぐ経口ワクチンの散布に当たっては、引き続き十分な予算を確保するとともに、国主導により関係省庁等と連携して実施すること。
- (3) 豚熱ウイルスの侵入を防止するため、ワクチン接種経費への特別交付税措置のほか、地方空港における探知犬の配備や靴底消毒への支援、養豚場等における消毒薬散布機や防鳥ネット等の購入支援を継続すること。

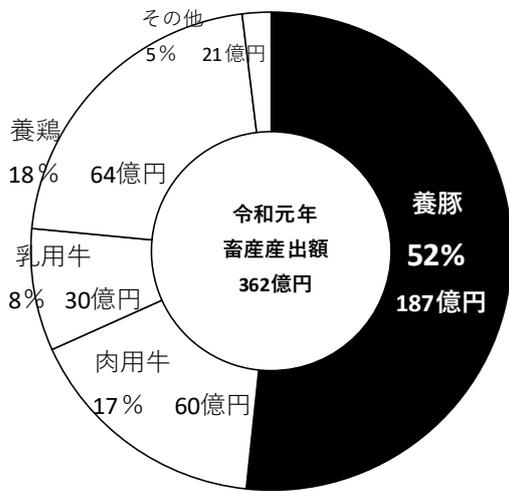
### 【要望の背景や当県の取組】

- (1) 全国的な感染拡大に伴い、飼養衛生管理基準遵守の徹底指導、ワクチン接種、野生イノシシ検査など、家畜防疫員の業務量が増加しており、万一、重大な動物感染症が発生した場合、防疫措置に支障を来すことが懸念されます。
- (2) 今後、知事が認定した獣医師を確実に確保する観点から、ワクチン接種による事故等が発生した場合でも、当該獣医師個人の賠償が生じない制度が必要です。
- (3) 経口ワクチンの散布は、まん延防止の観点から、国が主導的に実施する必要があり、散布のための予算の確保に加え、環境省や猟友会などの関係機関・団体と連携して取り組む必要があります。
- (4) ワクチン接種の開始に伴い、ワクチンや抗体検査試薬の購入費など、都道府県の負担が増加することから、特別交付税措置の継続が必要です。
- (5) 旅行者の持ち込みや郵便物による肉製品の国内流入が後を絶たず、依然として我が国への豚熱ウイルス等の侵入リスクが高いため、引き続き、地方空港への検疫探知犬の配備、養豚場等での消毒、野生鳥獣の侵入防止等の徹底が必要です。

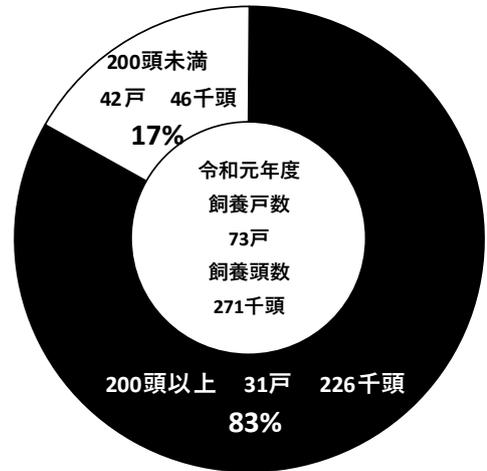
【参考資料】

1 当県における養豚業の状況

〔畜種別農業産出額の割合〕



〔大規模化が進展（繁殖雌豚飼養規模別頭数）〕



2 大規模養豚団地



〔小坂町：ポークランドグループ〕



〔ワクチン接種〕

3 県内空港における靴底消毒マットの設置



〔秋田空港〕



〔大館能代空港〕

（県担当課室名 農林水産部畜産振興課）

---

---

## VI-8 水産基盤整備事業の予算確保について

農林水産省水産庁

---

---

### 【要望の内容】

漁港・漁場等の生産基盤を計画的に整備する「水産基盤整備事業」は、水産資源の維持・増大や漁業者の所得向上を図る上で極めて重要な施策であることから、必要な予算を確保すること。

### 【要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、水産物の生産・流通の拠点となる漁港を災害に強い漁港とするため、漁港施設の地震・津波対策等を推進するとともに、マダイ・ヒラメの中間育成・放流などのつくり育てる漁業や、港内蓄養による水産物の高付加価値化を推進してきました。また、岩館漁港内において、新たに養殖試験を実施するなど、海面養殖にも取り組むことにしています。
- (2) こうした取組により水産業の振興と漁村の活性化を図るためには、現在策定中の漁港漁場整備長期計画（令和4年度～令和8年度）に基づく水産基盤整備事業の計画的実施が必要です。
- (3) また、当県では来年度、男鹿市・にかほ市2か所において、波浪に対する安全対策として、防波堤の改良整備に着手するほか、男鹿市2か所において、漁業資源の維持・増大及び生産量の向上を図るため、漁業者の主要な収入源となっているメバル類やマダイの増殖や今後の海水温上昇に伴い資源量の増加が見込まれるサワラ等の蝟集効果を狙った魚礁を製作し、設置を進めることにしています。
- (4) こうした取組を加速するため、漁港施設機能強化事業及び水産環境整備事業の活用を計画しており、国の技術的・財政的な支援が必要です。

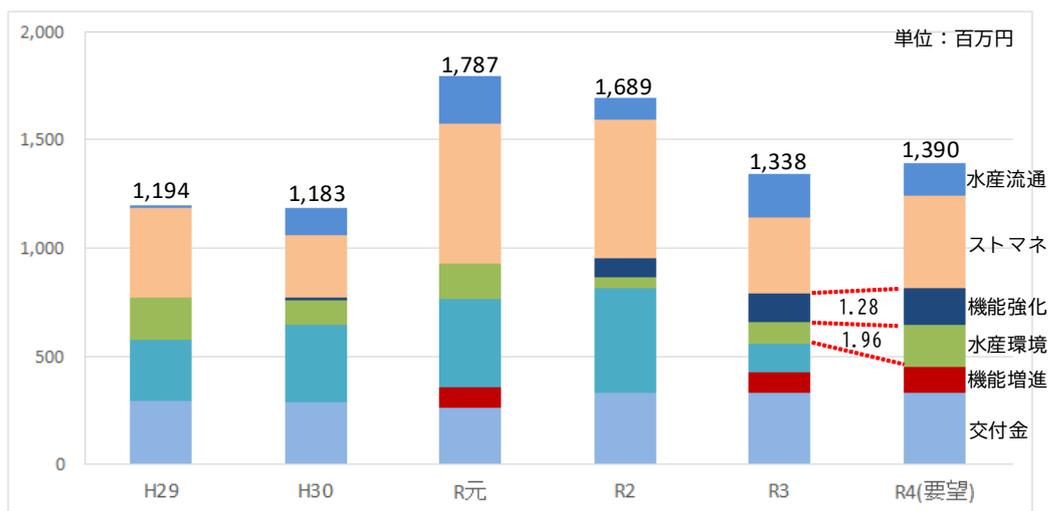
## 【参考資料】

### 1 水産基盤整備事業の整備計画

単位：百万円

事業名	事業内容	地区名	R3内示	R4要求	対前年比
水産物供給基盤整備			686	750	1.09
水産流通基盤整備事業	防災・減災	椿（船川港）漁港	200	150	0.75
水産基盤ストックマネジメント事業	長寿命化	岩館漁港ほか、由利本荘市、男鹿市	353	430	1.22
漁港施設機能強化事業	機能強化	金浦、北浦、象潟漁港	133	170	1.28
水産資源環境整備			227	190	0.84
水産環境整備事業	漁場整備	八森漁場ほか	97	190	1.96
水産生産基盤整備事業	-		130	0	0
漁港機能増進事業			100	125	1.25
漁港機能増進事業	安全対策向上	八森漁港ほか	100	125	1.25
農山漁村地域整備交付金			325	325	1.00
漁村再生交付金	海底耕うん	秋田県沖合	60	38	0.63
海岸保全施設整備事業	高潮対策	椿（船川港）、八森、象潟漁港海岸	265	287	1.08
計			1,338	1,390	1.04

### 2 水産基盤整備事業の事業費の推移（当初予算ベース）



### 3 状況写真



〔秋田県地区 水産環境整備事業(据付状況)〕



〔象潟漁港 漁港施設機能強化事業（R4新規）〕

（県担当課室名 農林水産部水産漁港課）

---

---

## VI-9 治山事業の推進について

農林水産省林野庁

---

---

### 【要望の内容】

- (1) 荒廃した森林の復旧や山地災害の防止に必要な施設の計画的な整備、老朽化が進んだ施設の補修等の推進、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく治山対策の実施のため、治山事業の予算を十分に確保すること。
- (2) 老人福祉施設や介護保険施設などの災害時要援護者関連施設が保全対象となっている山地災害危険地区において、優先的に対策が実施できるよう補助事業の対象を拡充すること。

### 【要望の背景や当県の取組】

- (1) 近年、当県においても局地的な集中豪雨等による山地災害が多発しており、災害復旧事業及び治山事業により復旧を図っているものの、復旧対策を必要とする箇所が累積し、事前防災を目的とした対策工事の推進が困難な状況であるため、山地災害危険地区の工事着手率は3割以下にとどまっています。

また、将来にわたって治山施設の機能が確実に発揮できるよう、インフラ長寿命化計画に基づき、老朽化により破損した治山ダムや機能が低下した地すべり防止施設等の補修を早急に進める必要があります。

さらに、「5か年加速化対策」に掲げられた、令和7年度までに災害リスクが高い山地災害危険地区の治山対策実施率を80%に向上させる目標を達成するためには、当県でも54か所での対策が必要です。

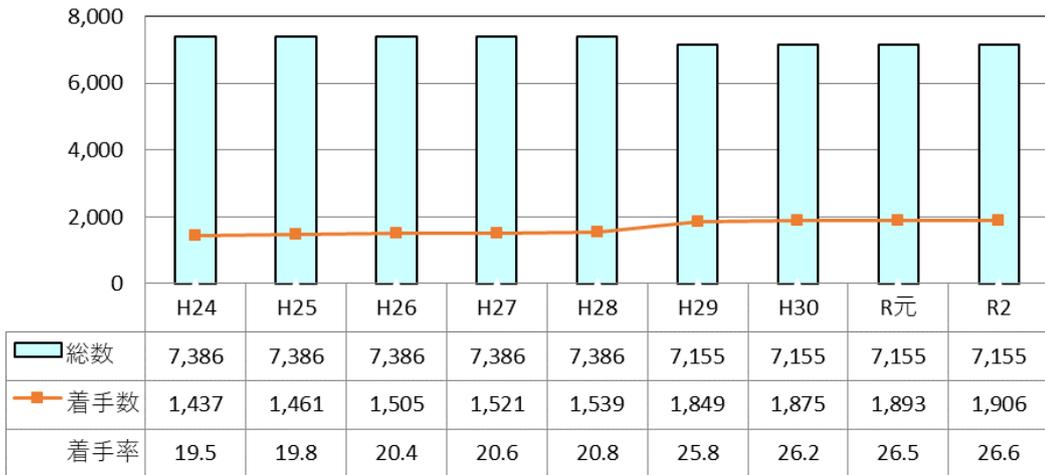
これらの取組を着実に実施するためには、補正予算を含め、治山事業予算を十分に確保する必要があります。

- (2) 緊急予防治山事業及び緊急機能強化・老朽化対策事業は、地形・地質による山腹崩壊の危険度が高く、住家の戸数が多いなどの条件を満たした山地災害危険地区が対象となっています。

しかしながら、当県においては、これらの条件を満たさない山地災害危険地区に災害時要援護者関連施設が多く立地していることから、従来の交付金事業ではなく、上記の補助事業により緊急的・重点的に対策が実施できるよう対象を拡充する必要があります。

【参考資料】

1 山地災害危険地区における工事着手数の推移



※山地災害危険地区は平成29年度の全体見直しによる区分等変更に伴い、総数が減となっている。

2 荒廃した森林や老朽化施設の状況



3 山際に立地する災害時要援護者関連施設の状況と補助対象概要等



緊急予防治山事業、緊急機能強化・老朽化対策事業の補助対象

地形・地質による危険度

危険度	山の傾斜の場合
a1	傾斜71%～(35.4°以上)
b1	傾斜51%～(27.0°以上)
c1	傾斜31%～(17.2°以上)

保全対象の被災危険度

危険度	公共施設等の種類及び数量
a2	公用若しくは公共用施設(道路を除く。)又は10戸以上の人家がある場合
b2	5戸以上10戸未満の人家がある場合
c2	5戸未満の人家又は道路がある場合

両方を満たすものが緊急予防治山事業、緊急機能強化・老朽化対策事業の対象

山地災害危険地区の保全対象となっている災害時要援護者関連施設数(秋田県)

うち補助対象	総数
8	61
53 (対象外)	

(県担当課室名 農林水産部森林整備課)

## VI-10 森林病虫害等防除対策の拡充について

農林水産省林野庁

### 【要望の内容】

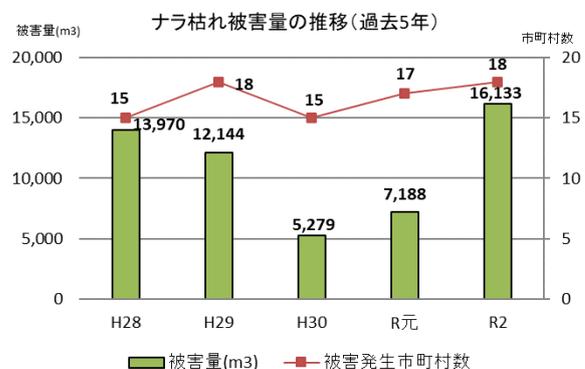
松くい虫被害及びナラ枯れ被害の拡大を防止するため、森林病虫害被害対策に必要な予算を十分に確保するとともに、奥地老齢ナラ林の若返りを促進するための支援策を拡充すること。

### 【要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、海岸等の保全マツ林を中心に、松くい虫被害木の伐倒駆除や薬剤散布等による防除に取り組んでいますが、特に、県北部では依然として高い水準での被害発生が続いていることから、今後も、森林害虫駆除事業委託（大臣命令駆除）や国庫補助事業による防除を含め、徹底した対策の継続が必要です。
- (2) ナラ枯れについては、森林病虫害等防除事業の活用による防除のほか、森林整備事業に県単独事業を組み合わせ、奥地の老齢ナラ林の伐採、更新を促進しているものの、未だ被害の収束の兆しは見えていません。  
ナラ枯れ被害の拡大を防止するためには、奥地老齢ナラ林の伐採、更新が重要であり、森林整備事業の更新伐において標準事業費の因子となる集材距離の延伸が必要です。

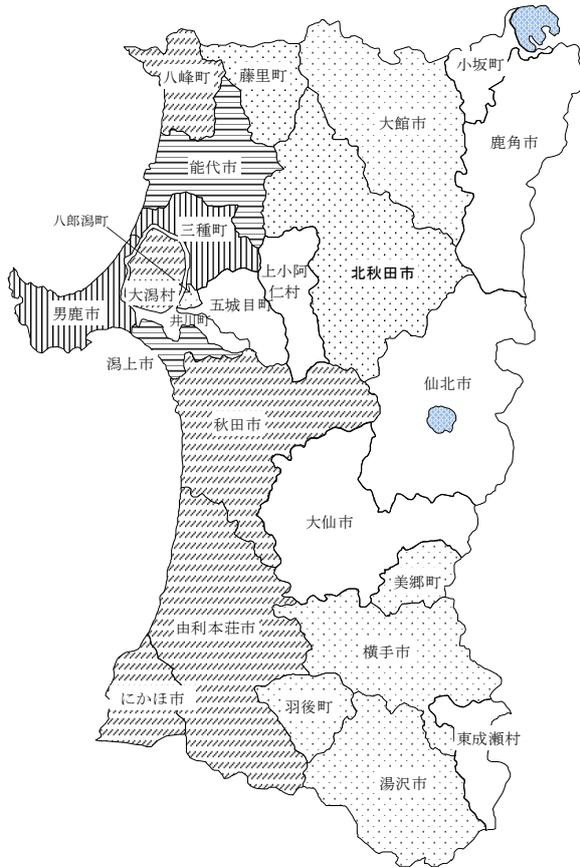
### 【参考資料】

#### 1 被害量の推移

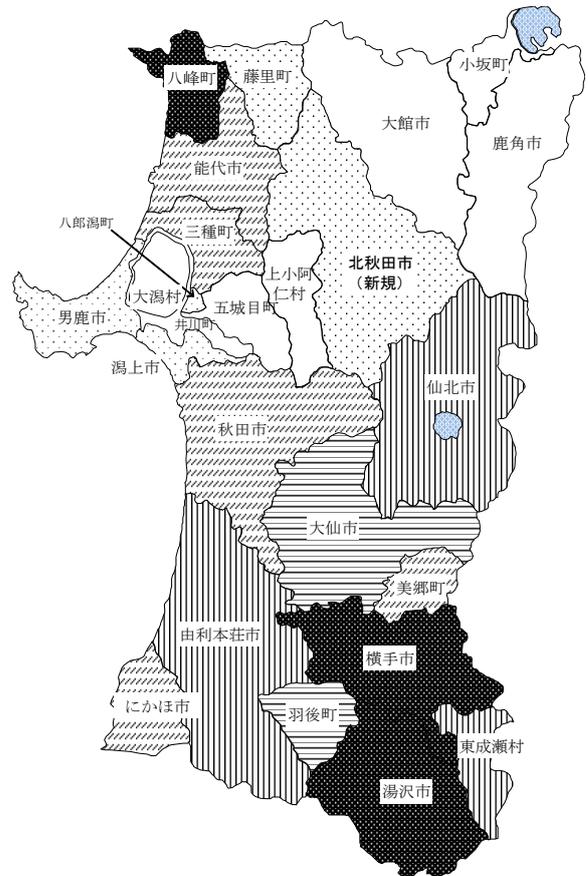


## 2 令和2年度森林病虫害被害状況

### (1) 松くい虫



### (2) ナラ枯れ



凡 例	
	2,000m <sup>3</sup> 以上
	1,000~2,000m <sup>3</sup> 未満
	500~1,000m <sup>3</sup> 未満
	100~500m <sup>3</sup> 未満
	1~100m <sup>3</sup> 未満
	なし

## 3 被害対策の状況



〔松くい虫薬剤散布（地上散布）〕



〔ナラ枯れ伐倒駆除〕

(県担当課室名 農林水産部森林整備課)

---

---

## VI-11 「緑の人づくり」総合支援対策予算の確保について

農林水産省林野庁

---

---

### 【要望の内容】

林業の新規就業者を確保するとともに、森林・林業に関する高度な知識と技術を有する人材を育成できるよう、「緑の人づくり」総合支援対策を強化すること。

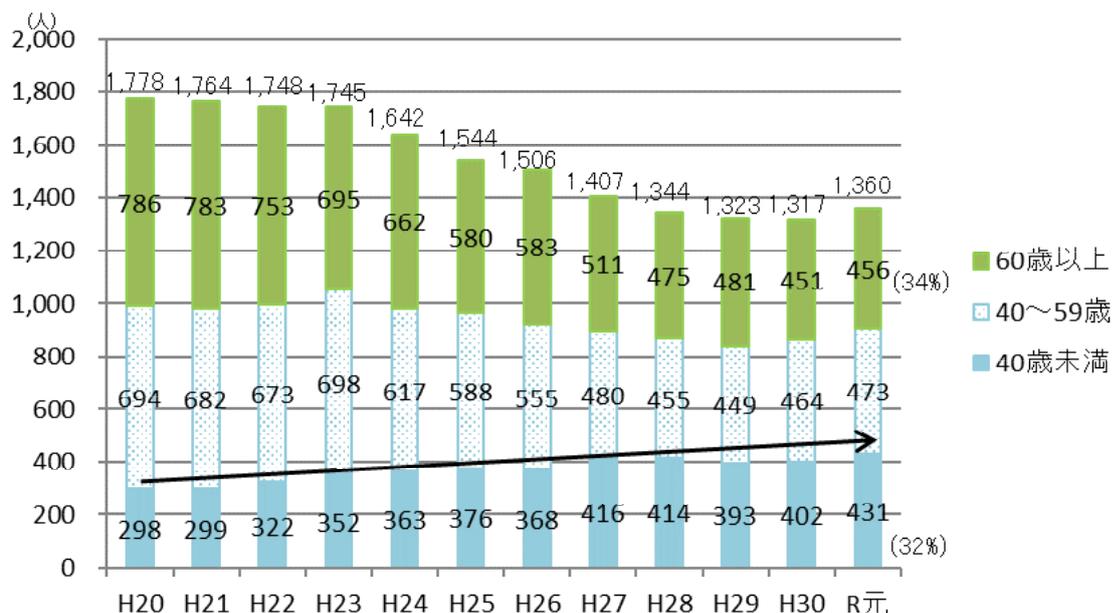
特に、林業への就業を希望する若者が、安心して研修に専念できる環境を整備するため、「緑の青年就業準備給付金事業」の予算を十分に確保すること。

### 【要望の背景や当県の取組】

- (1) 全国屈指のスギ人工林資源を有する当県では、資源の循環利用を図りながら、林業・木材産業の成長産業化を進めるため、高い技術力を持つ人材の確保・育成に力を入れた結果、40歳未満の林業従事者が増加するなど、その成果が着実に現れてきています。
- (2) 今後、素材生産量が増加し、再生林の拡大が見込まれる中、林業従事者の多技能化や森林施業の低コスト化・省力化などの取組が重要であり、それに対応できる人材の育成が当県の切実な課題になっています。
- (3) 平成27年度に開講した秋田林業大学校では、高性能林業機械の操作・メンテナンスや労働安全衛生に関する実習など、現場技術の習得に力を入れてきたほか、今年度から、ICT等を活用した生産管理や、効率的な施業プランの作成をカリキュラムに取り入れるなど、「新しい林業」を見据えた研修を実施しています。
- (4) 全国的に林業大学校等の設立が増加する中、今後も、林業への就業を希望する若者が、質の高い研修を安心して受講できるよう、「緑の青年就業準備給付金」の予算を十分に確保する必要があります。

## 【参考資料】

### 1 当県の年代別林業従事者数の推移



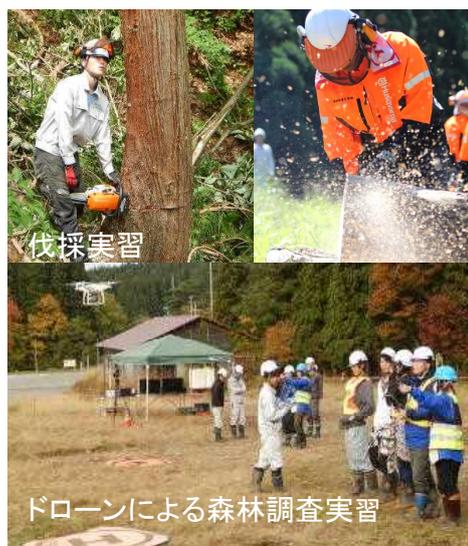
### 2 緑の青年就業準備給付金実績

単位：千円

年度	給付人数(人)	給付額	給付額/人(11か月)
H28	35	48,090	1,374
H29	35	43,155	1,233
H30	32	40,295	1,260
R元	31	33,418	1,078
R2	31	43,989	1,419
R3 (9月1日現在)	34	※25,503	750
R4 要望見込み	36	51,084	1,419

※令和3年度要望額 48,246千円 (34人×1,419千円/人)

### 3 秋田林業大学校の研修状況



(県担当課室名 農林水産部森林整備課)



## VII 観光・交流の活性化と交通基盤の整備

---

---

## VII-1 秋田新幹線新仙岩トンネル整備の促進について

総務省大臣官房、自治財政局  
財務省大臣官房、主計局  
国土交通省大臣官房、鉄道局

---

---

### 【要望の内容】

東日本旅客鉄道株式会社が、秋田新幹線の高速化や防災対策の強化等を目的として計画している赤渕～田沢湖間の新仙岩トンネル整備事業の早期実現に向け、幹線鉄道等活性化事業の適用や整備新幹線と同様の地方財政措置などによる積極的な支援策を講じること。

また、秋田新幹線の安全性・安定性の向上は、災害に強い国土形成に資する事業であることから、国が重点的に取り組んでいる国土強靱化の観点からも、支援策の具体化を図ること。

### 【要望の背景や当県の取組】

- (1) 秋田新幹線は、当県と首都圏や仙台市、盛岡市等を結ぶ大動脈として、産業・経済活動、国内外からの観光誘客、県民生活などを支える重要な交通基盤であり、当県の発展に大きく寄与しています。
- (2) また、東北新幹線との直通運転により首都圏との速達性が確保されているほか、日本海側と太平洋側を直接結ぶ北東北唯一の幹線として災害時のリダンダンシー機能を担う路線であり、秋田新幹線の安全で安定した運行は、国が進める国土強靱化を実現する上でも欠かせないものです。
- (3) しかしながら、秋田新幹線は、急峻な奥羽山脈を横断するため、豪雨や豪雪、強風などの自然災害による輸送障害のリスクを抱え、安定運行や定時性に度々支障を来していることから、東日本旅客鉄道株式会社では、秋田新幹線の高速化や防災対策の強化等を図るため、赤渕～田沢湖間の新仙岩トンネル整備事業を計画しており、現在、協力して事業化に向けた検討を進めています。
- (4) その第一歩として、令和3年7月には、当県と東日本旅客鉄道株式会社との間で覚書を締結し、当事業の推進に向けて相互に連携しながら取り組むことにしたほか、県議会の承認も得た上で10月には協定書を締結し、事業化に向けて必要な調査を協力して行うことにしています。
- (5) 令和元年度に当県において新仙岩トンネル整備に伴う経済波及効果等を推計し、建設による経済波及効果として約1,113億円、供用開始後における当県への入込客は年間約4万人増加し、約6億円の経済波及効果が見込まれることに加え、遅延・運休による社会的損失の回避が期待されるとの結果を得ています。
- (6) 当県と岩手県の沿線自治体や経済団体等で構成する「秋田新幹線防災対策トンネル整備促進期成同盟会」が要望活動を実施するなど、沿線地域においても機運が高まっており、当事業の早期実現が切望されています。

## 【参考資料】

### 1 秋田新幹線運行概要

運転 区間	東京-秋田間 662.6km (東京-盛岡間 535.3km 盛岡-秋田間 127.3km)
最高 速度	東北新幹線区間 320km/h 秋田新幹線区間 130km/h
所要 時間	東京-秋田間 最速3時間37分
運転 本数	東京-秋田間 15往復/日 計16往復/日 仙台-秋田間 1往復/日



### 2 秋田新幹線新仙岩トンネル整備計画



### 3 トンネル整備により見込まれる経済波及効果

主な効果等	内 容
トンネル整備（建設投資）による経済波及効果	約1,113億円
秋田県への入込客数増加による経済波及効果	年間約6億円（約4万人増加）
時間短縮による利用者便益	年間約11億円（約7分間短縮）
その他の効果	○防災対策強化による安全性向上 ○交流人口拡大による地域活性化

### 4 J R東日本が実施する調査への協力

調査目的	トンネル整備計画の早期実現を図るため、事業化に不可欠な調査をJR東日本と協力して実施
主な調査項目	地質調査（ボーリング調査、弾性波探査等） 詳細地表踏査、水文調査等
調査期間	令和3年10月～令和5年度



（県担当課室名 観光文化スポーツ部交通政策課）

---

---

## VII-2 奥羽・羽越両新幹線の整備促進について

財務省大臣官房、主計局  
国土交通省大臣官房、鉄道局

---

---

### 【要望の内容】

新幹線は高速交通ネットワークの基軸となるものであり、地方創生や国の活力の向上、災害に強い多軸型の国土形成を進める上で欠かせないものであることから、奥羽・羽越両新幹線について、早期に必要な調査を実施させ、整備計画の決定を行い、整備の促進を図ること。

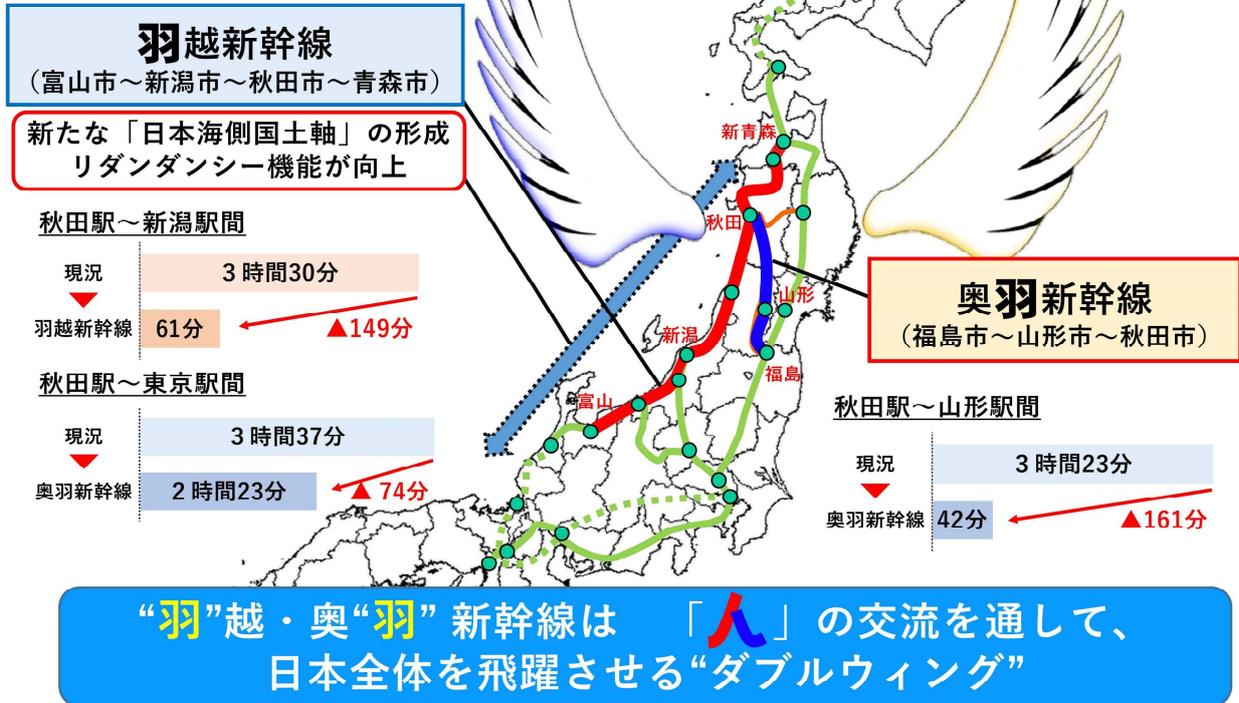
### 【要望の背景や当県の取組】

- (1) 新幹線の整備は、ビジネス・観光の交流を促進することで、地域の産業や社会に対する大きな効果が期待されるなど、地方創生を実現していく上でも、極めて重要な国家プロジェクトです。
- (2) 昭和47年に基本計画に位置づけられ、翌48年に整備計画が決定された北海道新幹線ほか4路線は、北海道新幹線の新青森－新函館北斗間が平成28年3月に開業し、新函館北斗－札幌間が令和12年度末の完成予定であるなど、整備に一定のめどが立ってきています。
- (3) 一方、奥羽・羽越両新幹線は、昭和48年に決定された基本計画の段階にとどまっていることから、整備計画の決定に必要な調査が早期に実施されるなど、整備の促進が図られる必要があります。
- (4) 令和3年6月に公表した沿線6県合同のプロジェクトチームの調査によれば、両新幹線の整備によって首都圏や沿線都市との所要時間の大幅な短縮が見込まれ、投資効率性の評価指標となる費用便益比（B/C）は、整備手法の工夫などにより、両新幹線で整備の妥当性の基準となる1を上回る事業となることが確認されました。
- (5) また、リダンダンシー機能の確保など国土政策・国土強靱化の観点からも重要性を有するとともに、新たな経済圏、交流圏の創出も期待されるなど、日本全体の活力向上と持続的な発展に寄与する事業であるとの結果が出ています。
- (6) 当県では、県、市町村、経済団体等からなる「秋田県奥羽・羽越新幹線整備促進期成同盟会」を中心に、官民一体となって要望活動や啓発活動などを実施しており、早期整備が強く期待されています。

## 【参考資料】

### 沿線6県プロジェクトチームによる調査結果

#### 1 所要時間の短縮効果等



#### 2 事業費の積算結果

	羽越新幹線	奥羽新幹線	羽越+奥羽新幹線
①複線・高架整備	3.44兆円	1.91兆円	5.35兆円
②単線・土構造（路盤）等	2.60～2.71兆円	1.45～1.51兆円	4.04兆円～4.22兆円

※ ②の事業費に幅があるのは、土構造(路盤)整備割合の違いによる。

#### 3 費用便益比（B/C）の算出結果

羽越新幹線	最小値	0.53	複線・高架整備	× ベース × 4%
	最大値	1.21	単線・土構造（路盤）等	× 展望 × 3%
奥羽新幹線	最小値	0.50	複線・高架整備	× ベース × 4%
	最大値	1.13	単線・土構造（路盤）等	× 展望 × 3%
羽越+奥羽新幹線	最小値	0.47	複線・高架整備	× ベース × 4%
	最大値	1.08	単線・土構造（路盤）等	× 展望 × 3%

※ 需要予測の結果を基に、利用者便益、供給者便益、環境等改善便益などを算出し、事業費で除して費用便益比（B/C）を算出。

※ 需要予測に当たっては、内閣府の試算に基づき、2028年まで成長が実現する「ベース」ケースと2060年まで成長が実現する「展望」ケースを想定。

※ 社会的割引率については、国土交通省の指針に基づく「4%」と近年の国債利回り等を踏まえた「3%」を想定。

（県担当課室名 観光文化スポーツ部交通政策課）

---

---

## VII-3 県土の骨格を形成する道路ネットワークの整備促進について

### ①高速道路ネットワークの早期完成

内閣官房  
国土交通省大臣官房、道路局

---

---

#### 【要望の内容】

高速道路は、企業立地や観光振興、物流・生活コストの低減など、地域産業や経済発展に大きく寄与することから、早期にネットワークを完成させること。

- (1) 日本海沿岸東北自動車道「二ツ井今泉道路」、「二ツ井白神 I C ~ (仮)小繫 I C 間」、「遊佐象潟道路」及び東北中央自動車道「横堀道路」、「真室川雄勝道路」の整備を促進すること。  
また、「二ツ井白神 I C ~ (仮)小繫 I C 間」のうち、「能代地区線形改良」の開通見通しを早期に公表すること。
- (2) 日本海沿岸東北自動車道（現道活用区間）の一部を形成する「(仮)今泉 I C ~ 蟹沢 I C 間」については、国が責任を持って高速道路ネットワークとして整備すること。
- (3) 県内高速道路における暫定 2 車線区間の 4 車線化を図ること。  
特に、4 車線化の優先整備区間である秋田自動車道「北上 J C T ~ 大曲 I C 間」について、「北上西 I C ~ 横手 I C 間」における事業中区間の整備を促進するとともに、残る区間について早期に事業化すること。
- (4) 県内高速道路の暫定 2 車線区間において、当面の安全対策として、引き続き、ワイヤーロープ式防護柵等の安全施設を整備すること。

#### 【要望の背景や当県の取組】

- (1) 高速道路の開通により、周辺では企業誘致や観光振興が図られ、地域の活性化を大きく後押ししていることから、事業中区間の早期開通が期待されています。
- (2) 県で重点的に整備を進め、令和 2 年 1 2 月に開通した「鷹巣西道路」は、日本海沿岸東北自動車道の一部を形成しており、国が一体的に管理し、将来にわたり高速道路ネットワークの機能を確保する必要があります。
- (3) 暫定 2 車線区間は、災害・工事等による長時間の全面通行止めや、低速車両の混在による速度低下に加え、路肩排雪作業に伴う通行止めが発生するなどの課題があります。  
特に、秋田・岩手の県境部は、速度低下率が 25% 以上と高くなっているほか、リダンダンシー確保の面で課題を抱えており、当県が I C 周辺地域への自動車関連産業などの誘致を進めている中において、企業側が求める「定時性や時間信頼性の確保」のためにも、秋田自動車道「北上 J C T ~ 大曲 I C 間」の早期 4 車線化が必要です。
- (4) 高速道路の暫定 2 車線区間の死亡事故率は、4 車線以上区間の約 2 倍であり、対向車線飛び出しによる事故を防止する観点から、ワイヤーロープ式防護柵等を設置し、高速道路の安全性向上を図る必要があります。



## VII-3 県土の骨格を形成する道路ネットワークの整備促進について

### ②高速道路を補完する道路網の整備

内閣官房  
国土交通省大臣官房、道路局

#### 【要望の内容】

県全体の活力を維持し、各地域が自立していくためには、都市間や観光地間、近隣県等との時間距離を短縮し、地域間の交流を活発化させる必要があることから、高速道路を補完する地域高規格道路などの幹線道路網を早期に整備すること。

- (1) 高速道路を補完し地域間を連結する、次の路線を地域高規格道路として整備すること。
  - ① 国道46号「盛岡秋田道路（仙北市生保内～卒田間）」について、事業化に向けた計画の策定を進めること。
  - ② 国道105号「大曲鷹巣道路」の大覚野峠地区について、直轄権限代行により事業中である峠部区間の早期着工を図ること。  
また、国道101号「西津軽能代沿岸道路」の整備実現に向けた支援を行うこと。
- (2) 主要な幹線国道である次の路線の整備及び機能強化を図ること。
  - ① 計画段階評価を実施している国道13号「横手北道路」を早期に事業化すること。
  - ② 「防災・減災、国土強靱化に向けた道路の5か年対策プログラム」に明記された国道7号秋田南バイパスの4車線化延伸「秋田南拡幅」を早期に事業化すること。また、国道13号「河辺拡幅」等の整備を促進すること。
- (3) 地域間交流の活発化や交通の円滑化を図る国道107号「本荘道路」、県道西目屋二ツ井線「荷上場バイパス」など、当県が管理する幹線道路の整備に必要な予算を確保し支援すること。  
特に、重要港湾「秋田港」と秋田自動車道「秋田北IC」を結び、物流機能を強化する「秋田港アクセス道路」について、重要物流道路に指定するとともに重点支援を行うこと。

#### 【要望の背景や当県の取組】

- (1) 秋田市と盛岡市を最短で結び、県央部の「横軸」である国道46号の「生保内～卒田間」は、線形不良等により物流を担う車両の通行に支障を来しているほか、死傷事故件数が多いなどの現道課題があるため、早期の事業化が必要です。  
また、国道105号は、内陸部の幹線道路として、県北部と県南部を直結する主要な物流・観光ルートであり、高速道路とのダブルネットワークの構築へ向けて早期の整備が必要です。
- (2) 国道7号及び13号は、高速道路と相互補完の機能を有し、リダンダンシーを確保する重要路線となっていることから、早期の整備が必要です。  
特に、国道13号「横手北道路」は、主要な渋滞箇所及び交通事故多発区間があるほか、路肩狭小区間において冬期堆雪時に幅員減少による速度低下が発生するなどの現道課題があることから、早期の事業化が必要です。  
また、国道7号「秋田南バイパス」は、2車線区間の渋滞・交通事故対策のため、早期に4車線化延伸が必要です。
- (3) 当県は広大な県土を有しており、地方創生実現のためには、幹線道路ネットワークの充実・強化を図る必要があります。特に、「秋田港アクセス道路」は、「秋田港」を拠点とした県内及び広域背後地域との物流の効率化や交流人口を拡大させるため、重点化により早期の整備が必要です。

# 高速道路を補完する道路ネットワーク

## 凡例

### 高速道路

- 供用済
- 整備中

### 地域高規格道路

- 計画路線
- 候補路線

国道105号「大覚野峠地区」の事業中区間の早期着工を要望



雪崩 (H23.4月発生)

国道105号「大覚野峠地区」の現道において雪崩による通行規制が発生

国道46号「盛岡秋田道路(仙北市生保内～卒田間)」の事業化に向けた計画の策定を要望



H24.2月発生交通事故

急カーブ・急勾配箇所が多い国道46号「生保内～卒田間」

県道西目屋二ツ井線「荷上場BP」の予算確保を要望

「秋田港アクセス道路」の重点支援を要望



秋田港と秋田北ICを結ぶ秋田港アクセス道路

国道13号「河辺拡幅」など幹線国道の整備促進を要望

国道7号「秋田南バイパス」の4車線化延伸を要望

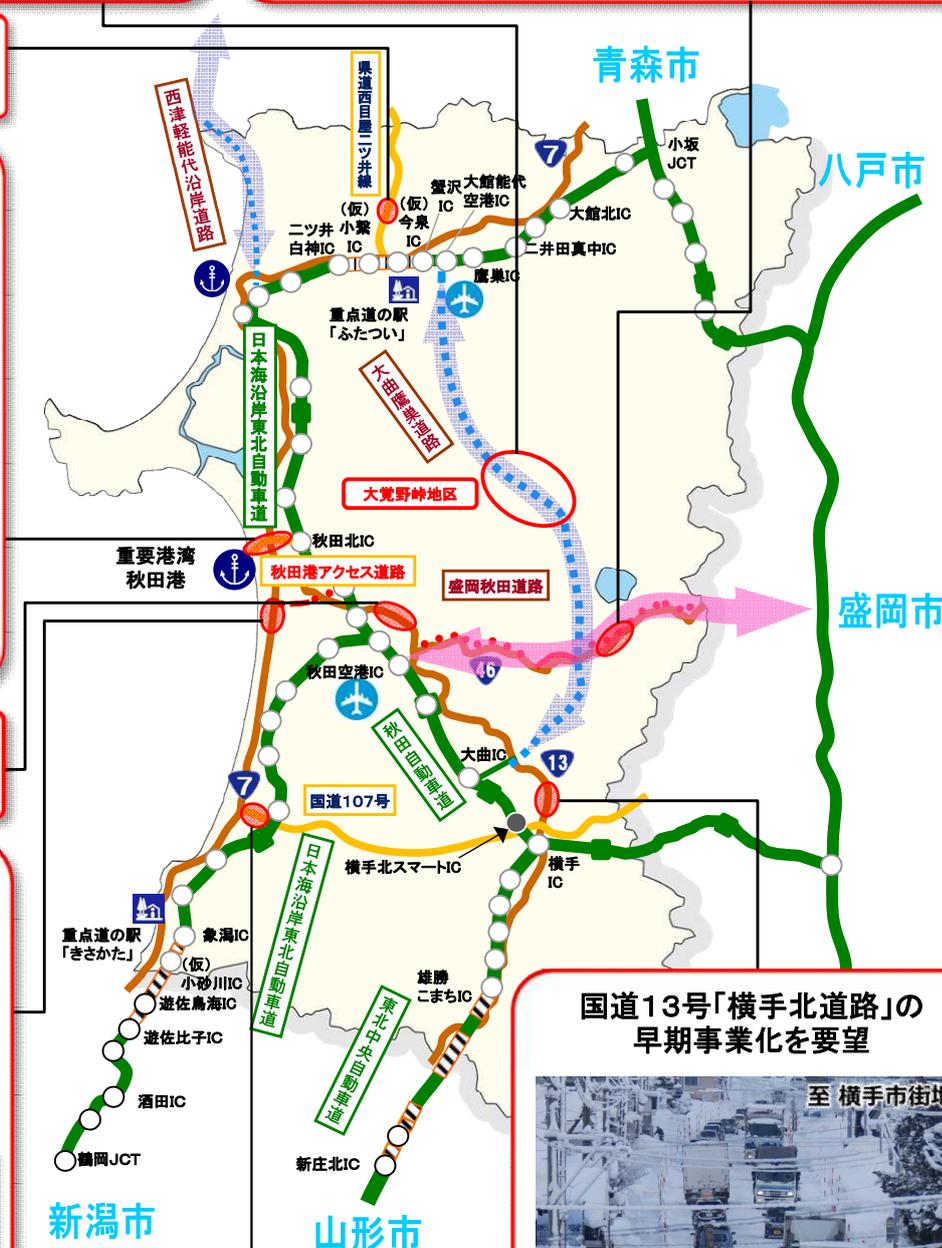


2車線区間

至 由利本荘市

2車線区間の混雑状況

「防災・減災、国土強靱化に向けた道路の5か年対策プログラム」において、「事業計画の具体化に向けた調査を推進」と明記



国道107号「本荘道路」の予算確保を要望

国道13号「横手北道路」の早期事業化を要望



国道13号の冬期の混雑状況 (横手市金沢中野地区)

---

---

## VII-4 新型コロナウイルス感染症拡大により影響を受けている観光事業者に向けた支援の拡充について

財務省大臣官房、主計局  
国土交通省大臣官房  
観光庁

---

---

### 【要望の内容】

全国的な新型コロナウイルス感染症の拡大により減少した観光客の回復を図るため、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」及び「訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金（地域観光事業支援）」等、観光流動を促進させるための地域の取組に対し、十分な予算を確保し積極的に支援を行うとともに、地方の実情に即した柔軟な制度運用を可能とすること。

### 【要望の背景や当県の取組】

- (1) 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、国内では観光客が減少しており、当県では、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」や「訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金（地域観光事業支援）」等の活用により、観光需要を喚起させるため地域独自の取組を実施しているところですが、需要の回復に向けては、感染症の動向を見極めながら弾力的かつ継続的に取り組んでいく必要があります。
- (2) 長期にわたり深刻な影響を受けている観光事業者等が事業を継続するためには、臨時交付金や補助金の継続等により、地域の感染状況に応じて各地域が主体となった取組に対する各種支援の拡充等柔軟な対応が必要です。

(県担当課室名 観光文化スポーツ部観光振興課)

## VIII 人口減少対策と地域社会づくり

---

---

## VIII-1 女性の活躍とワーク・ライフ・バランスの実現に向けた働き方改革の推進について（拡充）

内閣府男女共同参画局  
厚生労働省雇用環境・均等局

---

---

### 【要望の内容】

- (1) 令和3年3月に世界経済フォーラムが公表した「ジェンダー・ギャップ指数（GGI）」では、我が国は156か国中120位と先進国の中でも極めて低い水準にあるため、女性の活躍推進は重点的に取り組むべき課題であることから、国が主体となり、女性の活躍推進について全国的なムーブメントを創るとともに、女性が個性と能力を十分に発揮できる環境整備に向けた取組をより強力に推進すること。
- (2) 「地域女性活躍推進交付金」について、地方公共団体の創意工夫により、地域の実情に応じた実効性の高い取組が安定的・継続的にできるよう、複数年度にわたり、計画的に行う事業が継続して採択できるようにするとともに、地域における女性活躍や男女共同参画に関する取組の交付要件を緩和するなど、柔軟で使いやすい運用を図ること。  
また、女性活躍に資する施策を強力に進めていくため、地方公共団体の要望に対して応えられるよう、同交付金の十分な予算措置を講じること。
- (3) 女性の活躍とワーク・ライフ・バランス（仕事と生活との調和）を推進するために、女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画の策定や、企業の認定（えるぼし認定、くるみん認定、プラチナえるぼし認定、プラチナくるみん認定）の取得に取り組む中小企業への優遇策の拡充を行うこと。

### 【要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、本年3月に女性活躍推進法に基づく「秋田県女性活躍推進計画」と一体的に策定した「第5次秋田県男女共同参画推進計画」に基づき、社会のあらゆる分野において誰もがその個性と能力を十分に発揮し、活躍できる環境づくりを推進しています。  
国では、昨年12月に策定した「第5次男女共同参画基本計画」において、2030年代には、誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りが無いような社会を目指して取組を進めておりますが、未だにジェンダー・ギャップの状況は世界的に低い水準にあることから、政策・方針決定過程への女性の参画の全国的なムーブメントを起こすとともに、女性が個性と能力を十分に発揮できる環境整備を推し進めるなど、国が率先して、この道筋を一層強化していく必要があります。

- (2) 当県は、生産年齢人口に占める女性の有業率が全国平均を上回っている（全国11位）ものの、管理的職業従事者に占める女性の割合が低迷している（同40位）ほか、民間事業所における男性の育児休業取得率が10.7%（令和2年度）と低率であるなど、職場における女性の活躍や両立支援の取組が十分には進んでいない状況です。
- また、人口減少や少子化が進む当県においては、進学や就職を機とした県外転出が多い若年女性の定着が大きな課題となっており、県内定着・回帰に向けた魅力ある職場づくりを進めていくためには、企業における女性の活躍推進や仕事と育児・家庭の両立支援が不可欠になっています。
- (3) こうしたことから、当県では、令和3年7月より民間企業において豊富な経験や知見を有し、総合的に施策を推進できる女性を県の幹部職員に採用することにより、「第5次秋田県男女共同参画推進計画」に掲げる男女共同参画の推進、女性が活躍しやすい環境づくり、女性の指導的立場への登用など、女性活躍に資する施策を強力に進めていくことにしています。
- (4) また、平成30年6月から、経済団体と連携してワンストップで企業への支援を行う「あきた女性活躍・両立支援センター」を設置し、県内企業の99.9%を占める中小企業を対象に、一般事業主行動計画の策定等について専門家派遣による指導・助言等を実施しています。
- こうした地方公共団体の創意工夫により、地域の実情に応じた実効性の高い女性活躍に資する施策が安定的・継続的に実施できるよう、「地域女性活躍推進交付金」については、複数年度にわたり、計画的に行う事業が継続して採択できるようにするとともに、地域における女性活躍や男女共同参画に関する取組に関して、職業生活の活躍に関する取組と併せて実施することや、事業実施主体における総事業予算の20%以内とするといった交付要件を緩和するなど、柔軟で使いやすい運用ができる制度にし、地方公共団体の要望に対して応えられるよう、十分な予算措置を講じる必要があります。
- (5) 女性の活躍推進や両立支援に向けた取組を継続的に実施していくためには、県内企業における女性の登用促進や多様で柔軟な働き方の導入など、女性が活躍し続けられる職場づくりを進める必要があるものの、県内企業のほとんどが中小企業であることから、地域の実情に応じた取組を進めるためにも、一般事業主行動計画の策定や、えるぼし・くるみん認定等に向けた中小企業に対する支援制度の拡充が必要です。
- 特に、積極的に取り組む企業を支援する「両立支援等助成金」の要件緩和や増額、政府公共調達における加点评価制度の拡充など、企業の取組にインセンティブを与える支援制度を充実させる必要があります。

【参考資料】

1 管理的職業従事者に占める女性の割合等

順位		管理的職業従事者に占める 女性従業員の割合（％）		順位		生産年齢人口における 女性の有業率（％）	
東北	全国			東北	全国		
1	10	宮 城 県	16.8	1	3	山 形 県	74.3
2	11	山 形 県	16.7	2	11	秋 田 県	71.7
3	28	青 森 県	14.2	3	12	岩 手 県	71.6
4	32	福 島 県	13.7	4	22	青 森 県	69.7
5	38	岩 手 県	12.3	5	30	福 島 県	68.6
6	40	秋 田 県	12.0	6	35	宮 城 県	67.9
		全 国 平 均	14.8			全 国 平 均	68.5

出典：総務省「平成29年就業構造基本調査」

2 東北の女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定企業数及び  
えるぼし・プラチナえるぼし認定企業数等の状況（令和3年6月末現在）

順位		一般事業主行動計画策定企業数 (従業員数300人以下の企業) (社)		順位		えるぼし認定企業数		順位		プラチナえるぼし認定企業数	
東北	全国			東北	全国			東北	全国		
1	8	秋 田 県	385	1	11	岩 手 県	17	1	4	岩 手 県	1
2	14	岩 手 県	255	2	18	山 形 県	12	2	11	青 森 県	0
3	27	宮 城 県	134	〃	〃	福 島 県	12	〃	〃	宮 城 県	0
4	30	山 形 県	111	4	23	宮 城 県	11	〃	〃	秋 田 県	0
5	35	福 島 県	80	5	28	青 森 県	9	〃	〃	山 形 県	0
6	36	青 森 県	78	6	39	秋 田 県	4	〃	〃	福 島 県	0
		全 国 平 均	212			全 国 平 均	29			全 国 平 均	0.32

出典：厚生労働省「都道府県別女性活躍推進法に係る一般事業主行動計画策定届出状況」及び「女性活躍推進法に係る認定状況」

3 東北の次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定企業数及び  
びくるみん・プラチナくるみん認定企業数等の状況（令和3年6月末現在）

順位		一般事業主行動計画策定企業数 (従業員数100人以下の企業) (社)		順位		くるみん認定企業数		順位		プラチナくるみん認定企業数	
東北	全国			東北	全国			東北	全国		
1	26	宮 城 県	699	1	18	山 形 県	53	1	19	宮 城 県	5
2	30	福 島 県	624	2	24	宮 城 県	43	〃	〃	山 形 県	5
3	31	岩 手 県	561	3	25	福 島 県	42	3	22	青 森 県	4
4	33	秋 田 県	521	4	27	岩 手 県	41	〃	〃	福 島 県	4
5	40	山 形 県	380	5	33	青 森 県	34	5	30	岩 手 県	3
6	42	青 森 県	355	6	36	秋 田 県	29	6	46	秋 田 県	0
		全 国 平 均	1,022			全 国 平 均	76			全 国 平 均	9

出典：厚生労働省「都道府県別一般事業主行動計画策定届の届出及び認定状況」

#### 4 「第3期ふるさと秋田元気創造プラン」に基づく当県独自の取組

##### [あきた女性活躍・両立支援センターの設置]

企業における女性の活躍推進や仕事と育児・家庭の両立支援に関する制度周知等の啓発や相談への対応、専門アドバイザーの派遣などをワンストップで行う「あきた女性活躍・両立支援センター」を設置。

- ・設置時期 平成30年6月1日
- ・設置場所 秋田県商工会連合会内（秋田市）
- ・委託先 秋田県商工会連合会
- ・センターの機能
  - ①女性活躍・両立支援推進員（3人）の企業訪問による啓発
  - ②窓口・専用電話による相談業務
  - ③専門アドバイザー（社会保険労務士）の派遣
  - ④その他中小企業における取組の支援に関する業務

（県担当課室名 あきた未来創造部次世代・女性活躍支援課）

---

---

## VIII-2 多様性に満ちた社会づくりの推進について（新規）

内閣府男女共同参画局  
消費者庁  
法務省人権擁護局  
厚生労働省雇用環境・均等局

---

---

### 【要望の内容】

新型コロナウイルスの感染者等に対する誹謗中傷のほか、性的指向、性自認等を理由とした差別、顧客等からの著しい迷惑行為など、SDGsの基本理念にも掲げられる「誰一人取り残さない」社会づくりの支障となる問題に対処するため、各種法令等の整備とともに、広報・啓発や教育の充実を図ること。

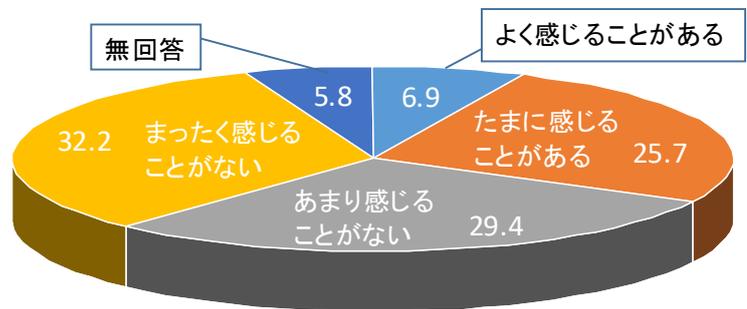
### 【要望の背景や当県の取組】

- (1) 今般のコロナ禍により、当県においては、新型コロナウイルスの感染者やその家族、医療従事者等に対する誹謗中傷が大きな問題となり、これを契機として、県民意識調査や各種団体等への意見聴取を進めたところ、このほかにも男女の性差、性的指向・性自認等を理由とした差別、顧客等から労働者に対する暴言や執ようなクレーム等の著しい迷惑行為など、多くの県民が様々な差別等を感じていることが明らかとなりました。
- (2) 当県では、これらの差別等の解消を図り、県民が安心して暮らすことができ、かつ、持続的に発展することができる社会の実現を目指し、「多様性に満ちた社会づくり基本条例（仮称）」の制定に向け、関係団体等による有識者会議や各地域ごとの意見交換会等により意見聴取を行うなどの取組を進めています。
- (3) こうした差別等については、当県のみの問題ではなく、また、社会的な議論が必要であることから、その対策の全国的な展開を視野に入れ、国の責任において、各種法令等の整備とともに、ネットリテラシーの向上や個性を認め合う社会づくりに向けた広報・啓発を進める必要があります。

## 【参考資料】

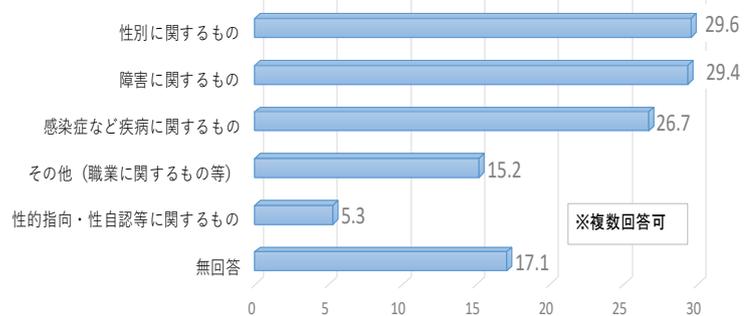
### 1 差別等を感じる機会の有無

- ・ 頻度に関わらず差別を感じている人の合計は62.0%であり、過半数が何らかの差別等を感じている。



### 2 感じる差別等の種類

- ・ 「性別に関するもの」が29.6%、次いで「障害に関するもの」が29.4%となっている。
- ・ 「感染症など疾病に関するもの」が26.7%と3番目に高い割合であり、コロナ禍の影響が見られる。



出典：令和3年度 県民意識調査報告書

(県担当課室名 あきた未来創造部あきた未来戦略課)

---

---

## VIII-3 総合的な少子化対策への支援について

内閣府大臣官房、子ども・子育て本部  
総務省自治財政局  
厚生労働省大臣官房、子ども家庭局、  
保険局

---

---

### 【要望の内容】

- (1) 「地域少子化対策重点推進交付金」について、効果が高いと認められる特定の事業は複数年度継続して交付対象にするなど、地方公共団体の創意工夫により、地域の実情に応じた実効性の高い少子化対策を安定的・継続的に実施できるよう、運用の弾力化を進めること。  
また、結婚新生活支援事業に取り組む地方公共団体が、新婚世帯への助成を不足なく公平に実施できるよう、同交付金の十分な予算措置を講じること。
- (2) 地方公共団体が、地域の実情に応じて県・市町村が連携し独自に行う保育料助成制度に対し、地方財政措置を講じること。
- (3) 国の責任において、子どもの医療に関わる全国一律の制度を創設すること。

### 【要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県は、出生率が人口千対4.7（令和2年）と全国最下位であることなどから、その対策を講じることが喫緊の課題となっています。
- (2) このため、県政運営指針である「第3期ふるさと秋田元気創造プラン」や地方創生にかかる「第2期あきた未来総合戦略」に少子化対策を位置づけ、多子世帯を対象とする所得制限のない奨学金貸与事業など、思い切った経済的負担の軽減策をはじめ、結婚・出産・子育てに前向きな意識の醸成、一般社団法人あきた結婚支援センターによる出会い・結婚の支援など、各種事業に積極的に取り組んでいます。

- (3) 少子化対策は国家的課題であり、国は、その責任において、ポジティブイメージの醸成など、各種の施策を強力に推進していく必要があります。
- また、地方公共団体が行う結婚に対する取組及び結婚、妊娠・出産、乳幼児を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組を支援するために創設された「地域少子化対策重点推進交付金」について、各地方公共団体の裁量を拡大し対象事業内容の柔軟な制度設計を可能にするとともに、結婚支援センターの運営など既の実施し、効果が高いと認められる特定の事業を継続的に実施できるような制度にすることが必要です。
- さらに、県が市町村に間接補助する結婚新生活支援事業については、所得要件と年齢要件が緩和された結果、令和3年度事業には今まで以上に多くの地方公共団体が活用を要望しましたが、交付金の財源不足を理由として、交付額が大幅に削減されました。結婚の希望をかなえられる環境を整備する地方公共団体が、新婚世帯に対し経済的な支援を行うことができるよう、十分な予算措置を講じる必要があります。
- (4) 全国的に地方公共団体が独自に行っている、2歳児以下への保育料助成等について、少子化が進行している中において、先進的に取り組む地方公共団体に対しては、地方財政措置を講じる必要があります。
- (5) また、福祉医療費については、従来、乳幼児と小学生を助成対象としていましたが、平成28年8月からその範囲を中学生まで拡大しています。
- 子どもを安心して産み育てやすい環境づくりを進め、出生率を高めるといふ少子化対策は、地方毎の対応では限界があることから、我が国の将来に関わる国家的課題として、国が抜本的な対策を講じる必要があります。

## 【参考資料】

### 1 「第3期ふるさと秋田元気創造プラン」に基づく当県独自の取組

#### (1) 保育料等の助成

幼稚園・保育施設の保育料等利用者負担額の軽減及び一時預かり等の利用料助成を実施する。

補助率 県1/2 市町村1/2

##### ① 保育料助成事業

ア 対象者 幼稚園や保育所等を利用する子育て世代（所得制限あり）

イ 助成率等

i 世帯年収約640万円※までの世帯（第1子から） 1/2又は1/4

ii 平成28年4月2日以降に新たに第3子以降が生まれた世帯（世帯年収約640万円※まで） 第2子以降の保育料全額

iii 平成30年4月2日以降に新たに第2子以降が生まれた世帯（世帯年収約640万円※まで） 第2子以降の保育料全額

iv 平成30年4月2日以降に新たに第3子以降が生まれた世帯（世帯年収約640万円～930万円※まで） 第2子以降の保育料1/2

※世帯年収はいずれも保育所利用の場合の目安

##### ② 子育てファミリー支援事業

ア 対象者 平成30年4月2日以降に新たに第3子以降が生まれた世帯（施設利用者・在宅の双方）

イ 助成額 1世帯当たり15,000円（年上限額）

##### ③ 副食費助成事業（令和元年10月開始）

ア 対象者 幼稚園や保育所等を利用する3～5歳児を有する世帯（所得制限なし）

イ 助成率等

i 世帯年収約360万円※を超える世帯（第1子から） 1/2又は1/4

ii 平成28年4月2日以降に新たに第3子以降が生まれた世帯  
第2子以降の副食費全額

iii 平成30年4月2日以降に新たに生まれた第2子以降 副食費全額

※世帯年収は保育所利用の場合の目安

#### (2) 乳幼児・小中学生に対する福祉医療費助成

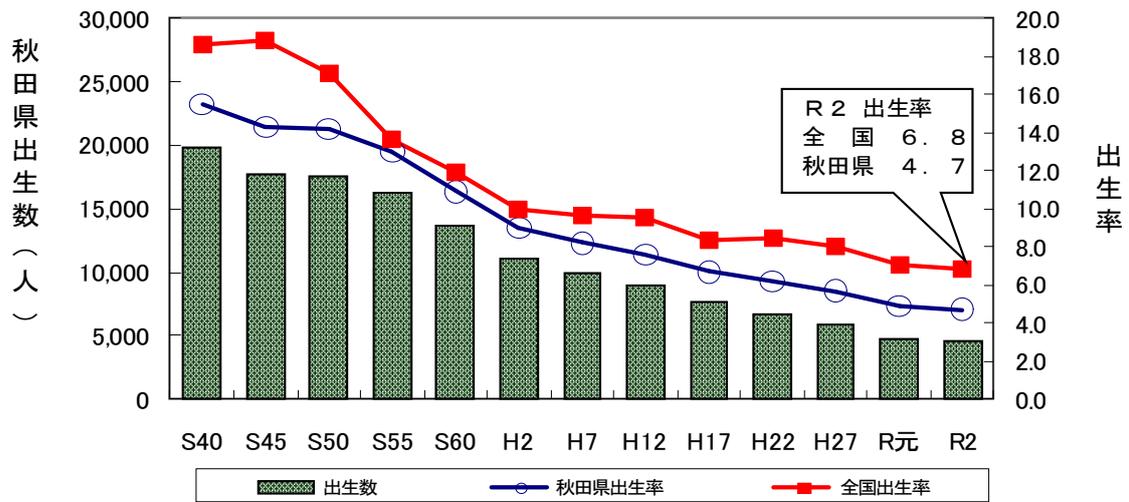
一定の所得制限の下で、乳幼児・小中学生に対する福祉医療費を助成。

・対象：0歳から中学校修了年度の3月31日までの間にある児童（ただし、保護者の前年の所得による制限あり）

・内容：①0歳児と市町村民税所得割非課税者の子どもの場合、医療機関等の窓口で支払う自己負担額の全額助成

②上記（1）に該当しない子どもの場合、窓口での自己負担額の半額（ただし、窓口での自己負担額は、1医療機関1か月あたり1,000円が上限）

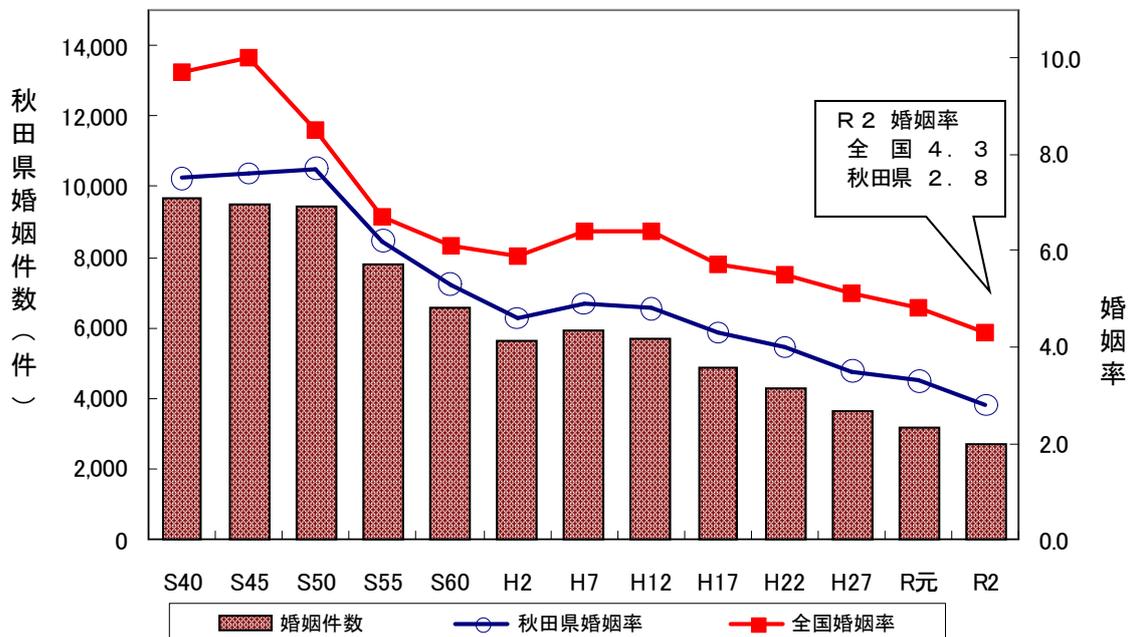
## 2 当県の出生数・出生率



※R2年は概数

出典：人口動態調査【厚生労働省】

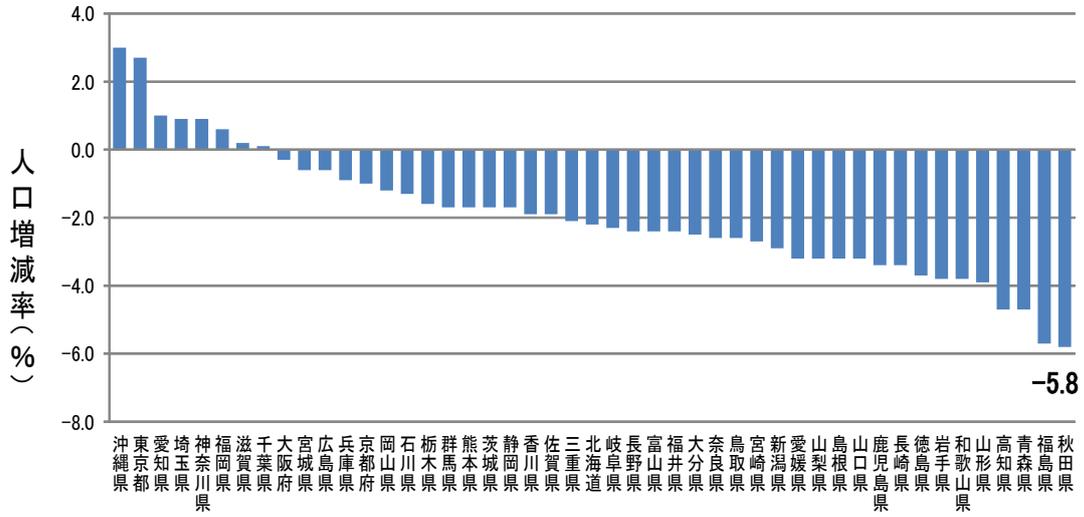
## 3 当県の婚姻件数・婚姻率



※R2年は概数

出典：人口動態調査【厚生労働省】

#### 4 都道府県別人口増減率（平成22～27年）



出典：平成27年国勢調査【総務省統計局】

（県担当課室名 あきた未来創造部次世代・女性活躍支援課  
健康福祉部長寿社会課国保・医療指導室）



---

---

## VIII-4 良好な市街地形成と安全・安心なまちづくりに資する 街路の整備について（拡充）

国土交通省大臣官房、都市局

---

---

### 【要望の内容】

円滑な都市内交通の確保や都市の防災機能の強化を図り、コンパクトなまちづくりの基盤となる、街路の整備に必要な予算を確保すること。

- (1) 市街地における交通の円滑化や歩行者の安全を確保する「八幡根岸線（横手市）」の整備に必要な予算を確保し支援すること。
- (2) 令和4年度新規要望路線である「明田外旭川線（秋田市）」を事業採択いただくとともに、市街地における交通の円滑化や歩行者の安全の確保に加えて、無電柱化に取り組んでいる「新屋土崎線（秋田市）」等の整備に必要な予算を確保し支援すること。

### 【要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、市町村が進める「立地適正化計画」策定を支援するため、市町村と共に研究会を立ち上げ、都市の構造に関する調査・分析を共同で実施するなど、都市のコンパクト化に向けた取組を進めています。  
こうした計画を策定した市町村を支援するため、県としてもコンパクトなまちづくりの基盤となる街路事業を一層推進し、良好な市街地形成を図ることが必要です。
- (2) 当県では、秋田県渋滞対策推進協議会において主要渋滞箇所にて特定されている箇所の対策を優先的に推進しており、令和4年度新規路線として「明田外旭川線（秋田市）」を要望しています。  
令和元年12月に「秋田県無電柱化推進計画」を策定し、都市の防災機能の強化や良好な都市景観を形成するため、市街地内での無電柱化を推進しており、電線管理者と連携しながら、防災・減災に資する無電柱化を確実に計画的に進め、安全・安心な都市空間を確保することが必要です。

# コンパクトなまちづくりを支援する街路整備

## 秋田市中心市街地活性化基本計画区域 [H29.3認定]

### ◆主な県市実施事業

- 街路事業
- 土地区画整理事業
- あきた芸術劇場（ミルハス）



■秋田駅前芝生広場

### ◆主な民間投資プロジェクト

- テレビ局本社 新築移転
- 駅直結店舗、駐車場建設
- 駅前大型商業施設リニューアル
- J R秋田支社 新築移転
- クロッセ秋田（CCRC拠点）



■ホテルメトロポリタン秋田別館

## 秋田市

秋田市立地適正化計画[H30.3策定済]

### あらやつちざき きょくなん 新屋土崎線 旭南工区

慢性的渋滞、歩道狭小  
→ 4車線化・無電柱化により  
円滑で安全な交通環境へ



R3.8 事業進捗状況

### みょうでんそとあさひかわ てがたやまざきちやう 明田外旭川線 手形山崎町工区 (R4新規要望箇所)

慢性的渋滞  
→ 道路拡幅・無電柱化により  
交通円滑化及び防災性向上へ



慢性的に渋滞が発生



## 横手市

横手市立地適正化計画[H31.3策定済]

### やわたねざし ねぎしちやう 八幡根岸線 根岸町工区

医療施設・教育施設へのアクセス道路であるが歩道がなく幅員狭小

→ 道路拡幅・歩道整備により円滑な交通の確保と交通安全の向上へ



県街路事業により  
市中心市街地での  
円滑な交通を確保！



至横手IC 至湯沢市  
(県担当課室名 建設部都市計画課)

---

---

## VIII-5 「秋田モデル」による持続可能な下水道事業への支援 について

国土交通省大臣官房、水管理・国土保全局

---

---

### 【要望の内容】

人口減少が全国で最も早く進む当県において、持続的かつ効率的な生活排水処理事業を実現するため、県と市町村等との連携により取組を進めている広域化・共同化の推進について、必要な予算を確保すること。

- (1) 生活排水処理施設から発生する汚泥を広域的に集約し、利活用を図るため、県が県南地区4市2町の下水汚泥を肥料化する広域汚泥資源化事業の実施に向けて、必要な予算を確保し支援すること。
- (2) 広域化・共同化の核である流域下水道において、地域資源の利活用と脱炭素化を目指す「秋田臨海処理センターリノベーション計画」の事業実施に向けて、必要な予算を確保し支援すること。

### 【要望の背景や当県の取組】

- (1) 4市2町の下水汚泥を県流域下水道へ集約し肥料化に取り組む「県南地区広域汚泥資源化事業」は、昨年度、建設に向けた協定を関係市町と締結しており、官民連携事業として、今後の本格的な事業実施に向けた予算の確保が必要です。
- (2) これまで大半を焼却処分している下水汚泥の資源化への転換や、再生可能エネルギー導入による脱炭素化など、地域資源活用の拠点として流域下水道施設「秋田臨海処理センター」を再生するための予算の確保が必要です。

当県が全国に先駆けて進めている市町村等との広域化・共同化の取組は、持続可能な下水道事業運営を目指す「秋田モデル」として、高く評価されています。

# 生活排水処理の広域化・共同化等の取組

## 秋田臨海処理センター 下水道リノベーション計画



◆秋田臨海処理センターを汚泥資源化施設への転換と再生可能エネルギー導入による脱炭素化による地域資源活用の拠点化を目指す

【事業期間：R2～R7(予定)】

## 県北地区広域汚泥資源化事業

◆県北地区3市3町1組合の汚泥を県流域下水道大館処理センターへ集約し、資源化する事業

【R1工事完成、R2供用開始】

### 県北地区広域汚泥資源化事業



## 県南地区広域汚泥資源化事業

◆県南地区4市2町の下水汚泥を県流域下水道横手処理センターへ集約し、肥料化する事業

【R元～R2基本計画、R3要求性能・評価項目検討、R4～6設計・工事、R7供用開始(予定)】



県流域下水道 横手処理センター

➤ 官民連携  
DBO方式を採用することにより、効率的な予算の執行と民間のノウハウを活用する



協定締結式

- T 流域下水道処理場
- T 単独公共下水道処理場
- し尿処理場

(県担当課室名 建設部  
下水道マネジメント推進課)



## IX 健康長寿・地域共生社会の形成

---

---

## IX-1 新型コロナウイルス感染症にかかる医療提供体制等の維持・確保に向けた支援等について（新規）

厚生労働省大臣官房、医政局、健康局、医薬・生活衛生局、保険局

---

---

### 【要望の内容】

- (1) 新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、病床・宿泊療養施設の確保やPCR等検査体制の整備への支援、診療・検査医療機関や入院受入医療機関への個人防護具など医療物資の安定供給を継続すること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金やその他財政支援を継続的に実施するとともに、交付金等の活用について、地域の実情に応じた弾力的な運用を可能にすること。
- (3) 国産ワクチンや治療薬の開発・製造を推進し、安定的な供給体制を確立するとともに、地方公共団体におけるワクチン接種体制の確保に必要な財源措置を引き続き講じること。

### 【要望の背景や当県の取組】

- (1) 全国的な状況については、デルタ株等の感染力が強い変異株が猛威を振るうなど、新型コロナウイルス感染症の収束は当面難しく、収束までの相当期間にわたり、患者の入院等療養先の維持が必要です。  
加えて、新たな変異株の影響も考慮し、感染拡大局面に対応するため検査能力の維持・拡充が必要であり、特に、疑い患者の診療を担う医療機関の支援を継続し、検査や入院に繋げる体制を維持することが重要です。  
また、ワクチン接種を推進し、感染や重症化を抑制することに加え、重症化防止の効果が期待されている中和抗体薬の活用など、有効な治療薬を必要な患者へ迅速に投与していく必要があります。
- (2) 当県の状況については、これまで独自の入院患者受入医療機関への応援金や診療・検査医療機関への協力金などにより、病床や医療従事者を確保してきたほか、発熱患者等の診療・検査体制を構築してきました。  
しかしながら、当県は医師等の人材が少なく、医療現場は対応の長期化で疲弊しているほか、第4波や第5波の患者急増時は入院調整に苦慮する状況が続いたことから、引き続きの病床等の確保が課題となっています。

また、ワクチン接種については、個別接種を行う医療機関に対する独自の助成を行うなど、安定的なワクチン供給が見通せない中で打ち手となる医療従事者を確保してきたほか、重症化を防ぐための中和抗体薬の投与体制については、県立循環器・脳脊髄センターに専用病床を43床確保し、集中的に投与を実施しているところです。

- (3) こうした状況を踏まえ、感染が収束しない以上は令和4年度においても病床や宿泊療養施設を維持していく必要がありますが、当県のような医療資源の脆弱な地域では、医療提供体制の維持・充実に必要な財源等の支援が不可欠です。

病床はもとより、診療・検査医療機関についても、引き続き発熱患者への対応を行うことから、個人防護具の支給や感染防止対策経費などの支援を継続・拡充していく必要があります。

また、ワクチンの接種が一定程度完了した後においても、接種の効果や抗体の定着状況により、更なる接種が必要となる場合には、今後も地方公共団体における接種の予算や人身体制などの財源措置が必要となります。

併せて、重症化や死亡を防ぐためには、既に活用が進められている中和抗体薬や早期の実用化が期待される経口薬のように、有効な治療法の確立と治療薬の安定供給が求められます。

## 【参考資料】

新型コロナウイルス感染症にかかる秋田県の医療提供体制等（10月29日現在）

### 1 外来医療体制

- 診療・検査医療機関：263か所
- 地域・外来検査センター：5か所

### 2 検査体制

- 検査(分析)能力：8,340件/日（最大時、抗原定性検査キットを含む）

### 3 入院医療体制

- 患者受入のための病床数：273床（19病院）

重症度別	重症	中等症Ⅱ	中等症Ⅰ・軽症	合計
受入可能患者数	22人	122人	129人	273人

- 軽症者等受入のための宿泊療養居室：395室488人（4施設）

（県担当課室名 健康福祉部保健・疾病対策課、医務薬事課）

---

---

## IX-2 介護現場における人材確保に向けた対策の強化について

厚生労働省社会・援護局、老健局

---

---

### 【要望の内容】

- (1) 従来の介護職員処遇改善加算について、介護職員等特定処遇改善加算と同様に、介護に直接従事する者以外にも対象職種を拡大するなど、分野全体の賃金底上げを促進する取組を進めること。
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算について、より柔軟な配分を認めることにより、介護サービス事業所の加算取得を促進する取組を進めること。
- (3) 介護福祉士修学資金等貸付事業について、介護職を目指す学生等に対する安定的な貸付が可能となるよう、必要な財源を国の責任において安定的に確保すること。

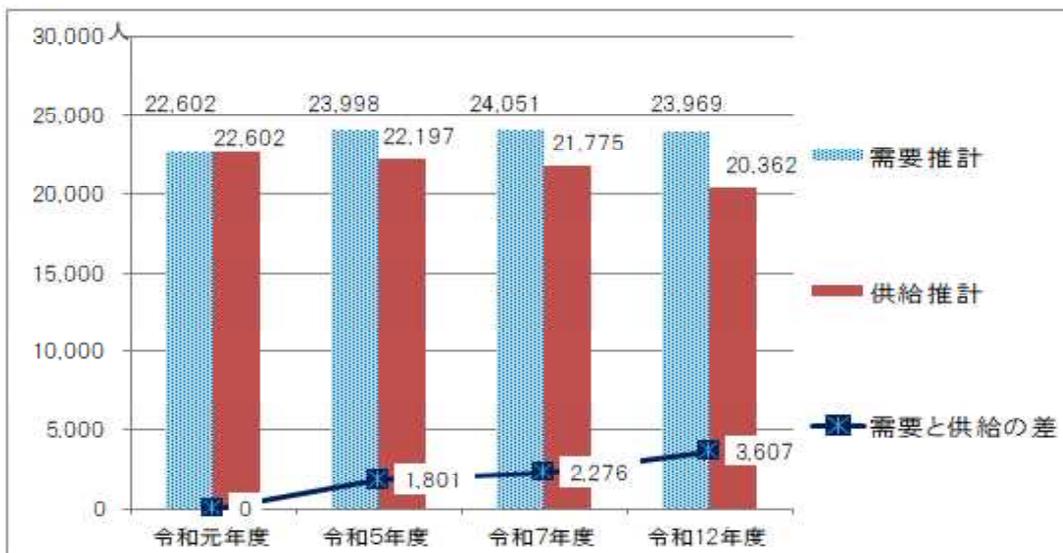
### 【要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、職員の処遇や労働環境の改善等に積極的に取り組む事業所の認証評価制度をはじめとした、総合的な介護人材確保対策に取り組んでいますが、介護の仕事に対するマイナスイメージや他産業と比較して低い賃金水準の影響などから、成果が十分に現れていない状況です。
- (2) 介護分野の仕事を志す人や現に従事している人が、将来に希望を持ち安心して介護の仕事を選択・継続できるよう、介護職のみを対象とした従来の「介護職員処遇改善加算」についても、分野全体の賃金底上げに結び付く取組を一層進める必要があります。
- (3) 令和元年創設の「介護職員等特定処遇改善加算」により、介護職以外の職員にも一定程度、同加算の配分が認められているものの、現行の配分ルールでは看護職等介護に携わるその他の職種に属する職員の賃金水準との不均衡が生じる場合があることや、事務手続が煩雑なことなどにより、特に中小規模の介護サービス事業所において導入に踏み切れないケースが多く見られることから、その加算取得を促進する取組が求められています。
- (4) また、介護人材確保対策の一環として、介護職を目指す学生等に修学資金や就職準備金を貸し付ける「介護福祉士修学資金等貸付事業」の安定的な運営を図るため、実施主体に対する貸付原資の助成を行っていますが、原資の9割を占める国の補助金は毎年度配分される状況にないことから、今後の新規貸付に支障を来すおそれがあります。

- (5) このため、学生等が、修学に要する費用の心配なく専門的な介護技術を学び安心して介護職を選択できるよう、希望する者全てに貸付を可能とする安定的な貸付原資の確保が必要です。
- (6) なお、令和3年度から新たに創設された「福祉系高校修学資金貸付事業」及び「介護分野就職支援金貸付事業」については、県が3分の1を出資する「地域医療介護総合確保基金」を原資としており、従来の貸付事業の原資まで県の一般財源で確保することは困難な状況にあります。

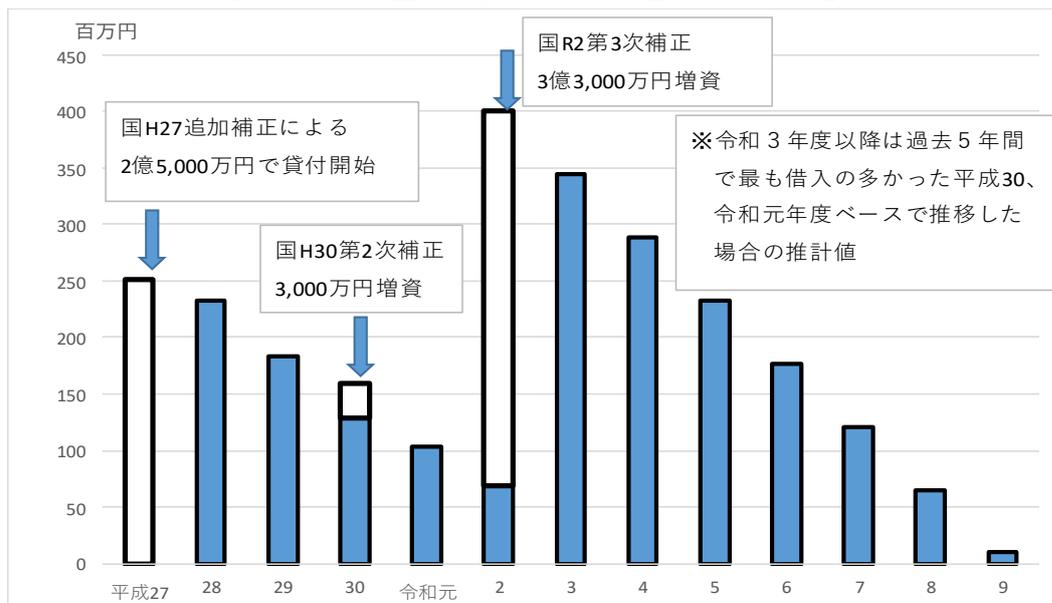
【参考資料】

秋田県内の将来の介護職員の需給推計



(出典：厚生労働省「介護サービス・事業所調査」に基づく県推計値)

秋田県介護福祉士修学資金年度末残高の推移と将来推計



(出典：秋田県長寿社会課調べ)

(県担当課室名 健康福祉部長寿社会課)

---

---

## IX-3 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金の予算確保について

厚生労働省社会・援護局

---

---

### 【要望の内容】

- (1) 障害者支援施設・事業所等の整備促進に不可欠な社会福祉施設等施設整備費国庫補助金については、障害者の地域移行に必要な基盤整備などに支障を来すことのないよう、十分な予算確保を図ること。
- (2) 障害の重度化や高齢化に伴う支援において、入所施設の果たす役割は依然として大きいことから、既存施設の老朽化対策及び居住環境改善のための支援を行うこと。

### 【要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、障害福祉計画に基づき、障害者の地域移行等を進め、その受け皿となる障害者支援施設・事業所等の計画的な整備を図っているほか、平成29年3月に策定した秋田県国土強靱化地域計画では、社会福祉施設等の耐震化を推進方針に位置づけ、喫緊の課題である耐震化等の老朽化対策を促進していくことにしています。
- (2) 施設の老朽化に加え、現行の居室面積基準を満たしていない経過措置適用の障害者支援施設等については、改修のために多額の費用を要することから、入所者の居住環境改善が図られていない状況です。
- (3) 当県は全国一のスピードで高齢化が進んでいることから、障害者の福祉向上を図るとともに、「親亡き後」を見据え、地域生活支援拠点など必要な基盤整備を計画的に推進していく必要があります。

(県担当課室名 健康福祉部障害福祉課)

X 新たな時代を拓く教育・人づくり

---

---

## X-1 幼児教育・保育施設における保育士等の確保に向けた 対策の強化について（新規）

内閣府子ども・子育て本部  
厚生労働省子ども家庭局  
文部科学省初等中等教育局

---

---

### 【要望の内容】

- (1) 保育士等の処遇改善について、現行の処遇改善等加算を拡充することなどにより、幼児教育・保育分野全体の賃金底上げを促進する取組を進めること。
- (2) 保育士修学資金貸付事業について、保育士を目指す学生等に対して確実な貸付が可能となるよう、必要な財源を国の責任において安定的に確保すること。

### 【要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、保育士等の人材を確保するため、産休等代替職員や保育補助者の雇用にかかる補助事業などを推進することにより、労働環境の改善に取り組んでいるものの、他業種と比較して低い賃金水準の影響などから離職者も多く、保育士等の求職者数は求人数を充足するに至っておりません。  
幼児教育・保育分野の仕事を志す人や現に従事している人が、将来に希望を持ち安心して仕事を選択・継続できるよう、分野全体の賃金底上げに結び付く取組を一層進めることが必要です。
- (2) 保育人材確保対策の一環として、保育士を目指す学生に修学資金や就職準備金を貸し付ける「保育士修学資金貸付事業」の安定的な運営を図るため、実施主体に対する貸付原資の助成を行っていますが、原資の9割を占める国の補助金に配分不足が生じると、今後の新規貸付に支障を来すおそれがあります。  
保育士を目指す学生が、修学資金等について心配することなく安心して修学できるよう、希望者すべてに貸付を可能とする貸付原資の十分な確保が必要です。

(県担当課室名 教育庁幼保推進課)

## XI 強靱な県土づくりと防災力強化

---

---

## XI-1 社会資本の整備等に必要な公共事業予算の確保について

財務省大臣官房、主計局  
国土交通省大臣官房、総合政策局、不動産・建設経済局、都市局、  
水管理・国土保全局、道路局、住宅局、港湾局、航空局

---

---

### 【要望の内容】

- (1) 地方創生の実現に不可欠な社会資本の整備や災害に強い県土づくり、インフラの維持管理・更新等を計画的に推進するために必要な予算（社会資本整備総合交付金等）の拡大を図ること。
- (2) 災害対応や除排雪作業、インフラの整備・維持管理の担い手として、地域社会を支える建設産業の維持・活性化や、地域経済の下支えを図るため、当初予算において公共事業関係費を十分かつ持続的に確保すること。
- (3) 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」について、対象事業を拡大するとともに、必要な予算を別枠で安定的に確保し、強靱な国土づくりを強力かつ継続的に進めること。
- (4) 東日本大震災の被災地を含めた東北全体の更なる復興を円滑に進めるため、令和4年度以降も復旧・復興関連予算を十分に確保すること。

### 【要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、地方版総合戦略に基づく様々な施策を展開しているところであり、整備を進めてきた社会資本が、県内産業の振興や災害に強い県土づくりに大きく寄与しています。  
今般の新型コロナウイルス感染症の拡大により、アフターコロナを見据えた施策の展開のほか、課題として明らかになった大都市部への過度な集中によるリスクの回避や、生産拠点的国内回帰が求められていることから、人や産業の地方分散に不可欠な社会資本の計画的な整備が必要です。
- (2) 今年度の国の公共事業関係費は、令和2年度3次補正予算を含めた15か月予算として見ると、約8兆円が確保されたものの、当初予算比では、ピーク時の6割程度となっているほか、県外や海外からの観光客の回復や内需拡大が見通せない中においては、地域経済を下支えする公共事業関係費の安定的な確保が急務となっています。
- (3) 当県では、令和2年度第3次補正で予算措置された「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の初年度分について、対策の推進と予算の確実な執行に取り組んでいますが、激甚化・広域化する自然災害に備えた事前防災や予防保全型インフラメンテナンスの着実な推進に向け、雪対策等の対象事業の拡大や別枠での安定的な予算の確保が必要です。
- (4) 復旧・復興関連予算が十分確保されない場合は、通常予算にその影響が及び、被災地のみならず東北地方全体の発展に大きな支障が生じます。

# 秋田の創生と災害に強い県土づくりを支える社会資本整備

(能代港：大森地区 洋上風力取扱埠頭)



地域の拠点形成や洋上風力発電の推進に向けた港湾の機能強化

(日本海沿岸東北自動車道 蟹沢IC～大館能代空港IC間 R2.12.13供用)



日本海沿岸東北自動車道の整備により 県北部の企業進出・設備投資が増加



(樽岡川：平成29年度洪水被害発生)



洪水被害が発生した河川の改良復旧

(秋田港：飯島地区 洋上風力取扱埠頭)



秋田港の埠頭整備により 港湾内洋上風力発電の建設が加速 (R4 運転開始予定)

(東北中央自動車道 横堀道路)



県内産業や地域の救急医療を支える幹線道路の整備

凡例

■ 供用済 (4車線)	○ I C
■ 供用済 (暫定2車線)	◎ S I C
■ 事業中	● J C T

## ■ 地域社会を支える建設産業の維持・活性化が不可欠 ■



インフラ施設の点検・維持管理



迅速な災害復旧作業



冬期交通確保のための除排雪作業

## 公共事業関係費(当初予算)と建設業従事者の確保が必要

(県担当課室名 建設部建設政策課、都市計画課、下水道マネジメント推進課、道路課、河川砂防課、港湾空港課、建築住宅課)

---

---

## XI-2 災害に強く安全・安心で持続可能な道路空間の構築について（拡充）

内閣官房  
国土交通省大臣官房、道路局

---

---

### 【要望の内容】

- (1) 近年の頻発化・激甚化する豪雨・豪雪等を踏まえ、災害に強い道路網の構築を早急に進めるため、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の対象事業として、雪対策や冠水対策を追加すること。  
また、計画的な事業執行を図るため、必要な予算を別枠で安定的に確保すること。
- (2) 老朽化等により早期に修繕等が必要な橋梁やトンネル、舗装などの道路施設に対し、道路メンテナンス事業補助制度等により、計画的・集中的な財政支援を行い、予防保全への移行を促進すること。
- (3) 交通事故の多発箇所に加え、通学路における潜在的な危険箇所等も含めた「事故危険箇所」への集中的な安全対策を推進するため、歩道の設置等のハード対策に必要な予算の更なる拡充を図ること。
- (4) 道路除雪業者が安定した経営を維持できるよう、少雪時においても、最低限必要となる機械の固定経費等に対する支援制度を創設した上で、必要な予算を確保すること。

### 【要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の初年度分について、対策の推進と予算の確実な執行に取り組んでいますが、激甚化・広域化する自然災害に備えた事前防災等の着実な推進に向けて、防雪・凍雪害に対応した雪対策や冠水対策など対象事業の拡大が必要です。  
また、適切な施工期間の確保や受注者の計画的な人員配置・資材調達等の観点から、別枠での安定的な予算の確保が必要です。
- (2) ライフサイクルコストの低減や効率的かつ持続可能な維持管理を実現する予防保全型インフラメンテナンスへ早期に移行するためには、定期点検等により確認された修繕が必要な橋梁、トンネル、舗装等の道路施設への対策を加速する必要があります。
- (3) 令和3年6月に千葉県八街市で発生した交通死傷事故を受け、関係機関が実施した「通学路合同点検」を踏まえ、交通安全対策に当たっては、即効性の高いソフト対策に加え、歩道や防護柵の設置等のハード対策を適切に組み合わせ、可能なものから速やかに実施していくことが必要です。
- (4) 令和元年度の記録的な少雪を踏まえ、当県では、除雪機械の管理費などの一定の固定経費に対する独自の支援を実施していますが、少雪時においても適正な道路除雪体制を維持していくためには、国による支援制度の創設と予算の確保が必要です。

# 災害に強く安全・安心で持続可能な道路空間の構築

## ■防災・減災、国土強靱化のための加速化対策



雪崩予防柵の必要性  
(H31.1 国道108号 湯沢市)



冬期路肩(堆雪帯)の必要性  
(H30.2 国道108号 湯沢市)



冠水対策の必要性  
(H29.7 国道105号 由利本荘市)

## ■予防保全型インフラメンテナンスへの早期移行



床版劣化

(国道105号 大仙市) 大曲大橋



壁面漏水

(国道285号 五城目町) 秋田峠トンネル



凍害による舗装の損傷・劣化

(国道108号 湯沢市)

## ■通学路等の安全対策



(県道角館六郷線 美郷町) 千屋地区



## ■少雪時の固定経費支援



H31.2.1(通常)

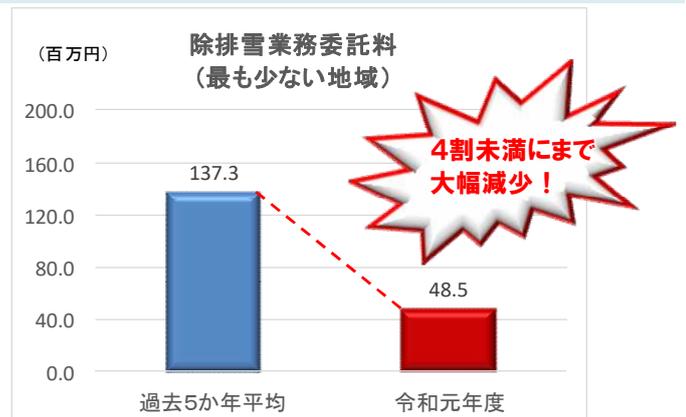


R2.2.1(少雪)

(国道105号 大仙市) 南外地区



(県道横手停車場線 横手市) 上真山地区



(県担当課室名 建設部道路課)

---

---

## XI-3 県民の生命・財産を守る治水砂防対策の推進について

### ①国直轄事業（河川・ダム・砂防）の促進

国土交通省大臣官房、水管理・国土保全局

---

---

#### 【要望の内容】

平成29年及び平成30年に甚大な洪水被害や土砂災害が発生したことから、支川の背水対策を含めた直轄河川事業及び直轄砂防事業の更なる促進を図ること。

- (1) 「雄物川」における河川激甚災害対策特別緊急事業の早期完成及び直轄管理河川での治水事業推進に必要な予算の更なる拡大を図ること。
- (2) 「成瀬ダム」について、事業費の縮減に努めつつ、本体工事の促進を図ること。また、「鳥海ダム」について早期に本体工事に着手すること。
- (3) 広範囲に及ぶ家屋浸水や冠水による国道13号の全面通行止めが発生した普通河川「古川」の流域において、引き続き国が主導し、流域関係者への助言等、技術的支援を行うこと。
- (4) 緊急治水対策の進捗に伴い水位上昇の影響が懸念される「平尾鳥川」等の治水対策について、国が確実に実施すること。
- (5) 「八幡平山系」にかかる直轄砂防事業について、工事の促進を図ること。

#### 【要望の背景や当県の取組】

- (1) 雄物川では、平成29年に二度、平成30年にも一度氾濫が発生していることから、早急な治水対策が必要です。
- (2) 両ダムが建設される地域では、治水上の必要性に加え、水源の確保を求める声が高まっており、ダムの早期完成が強く望まれています。  
本年9月には、成瀬ダムの基本計画が変更され、全体事業費が増額となっています。
- (3) 秋田市南部に位置する「古川」の流域において、国・県・市で構成する「治水対策協議会」を設立し、三者の連携による一体的な治水対策を進めています。
- (4) 雄物川へ流入する県管理の支川においては、本川等の堤防整備により、合流部の水位上昇に伴う浸水被害等が懸念されることから、早急な治水対策が必要です。
- (5) 秋田駒ヶ岳を中心とする火山地域において荒廃地からの土砂流出による土砂災害から地域住民の生命・財産を守るため、砂防堰堤によるハード対策の促進が必要です。

# 国直轄事業（河川・ダム・砂防）の促進

## H29・H30豪雨における浸水被害状況

### 【H29】

- ・雄物川の氾濫により秋田市、大仙市で被害発生
- ・浸水家屋 **約 700戸**
- ・浸水面積 **約2,000ha**

### 【H30】

- ・雄物川の氾濫により秋田市、大仙市で被害発生
- ・浸水面積 **約 280ha**

### 令和4年度 国による主要事業箇所図

#### 凡例

- 直轄河川事業
- ▽ 直轄ダム建設事業
- 直轄砂防事業



#### ①雄物川(大仙市)



雄物川中村芦沢地区（大仙市協和）



雄物川中村芦沢地区（大仙市協和）

#### ④八幡平山系 直轄砂防事業 ④八幡平山系(仙北市)



水沢第2砂防堰堤（仙北市）

#### ③古川(秋田市)



H29. 7月 国道13号冠水状況 (秋田市仁井田)

#### ②成瀬ダム(東成瀬村)



(県担当課室名 建設部河川砂防課)

---

---

## XI-3 県民の生命・財産を守る治水砂防対策の推進について

### ②河川改修事業及び老朽化対策・土砂災害対策の推進

総務省自治財政局  
国土交通省大臣官房、水管理・国土保全局

---

---

#### 【要望の内容】

激甚化・頻発化する水害リスクに備え県民の生命・財産を守るため、ハード・ソフト両面から推進している流域治水対策や老朽化対策等について、更なる支援を図ること。

- (1) 重点的に河川改修事業を実施している「たいへいがわ太平川」、「しんじょうがわ新城川」、「さいないがわ齊内川」等の治水対策や、長寿命化計画に基づく河川管理施設等の老朽化対策など、これらの推進に必要な予算の更なる拡大を図ること。
- (2) 中小河川の水害リスク情報の空白域を解消するために必要な浸水想定区域図作成など、流域治水プロジェクトに位置づけられたソフト対策に要する予算を十分に確保すること。
- (3) 土砂災害防止施設の整備を推進し、公共施設や要配慮者利用施設等を保全するため、ハード対策に要する予算の更なる拡大を図ること。
- (4) 公共土木施設の災害復旧事業へ充当する地方債について、過年の充当率が現年と同率になるよう、見直しを行うこと。
- (5) 災害復旧事業に関する調査・設計費の国庫補助対象要件について、更なる拡充を図ること。

#### 【要望の背景や当県の取組】

- (1) 令和2年度第3次補正予算の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」により集中的に予算が配分されておりますが、河川の治水対策や、河川管理施設等の老朽化対策を計画的に推進するため、別枠での安定的な予算の確保が必要です。
- (2) 流域全体で水害を軽減させるため、流域治水協議会において策定した流域治水プロジェクトに位置づけられた対策を、計画的に推進していく必要があることから、ソフト対策についても十分な予算を集中的かつ継続的に確保する必要があります。
- (3) 当県における土砂災害防止施設の整備は、公共施設や要配慮者利用施設等を保全する箇所为重点的に実施しており、秋田内陸縦貫鉄道や一級河川阿仁川等を保全する北秋田市阿仁こぶち地区の地すべり対策事業など、ハード対策にかかる予算の更なる拡大が必要です。
- (4) 災害復旧事業の地方債充当率は、過年は現年と比べて10%低いことから、過年における財源の確保が課題になっています。
- (5) 災害復旧事業の申請及び実施にかかる調査・設計費の国庫補助対象については一部拡充が図られたものの、調査・設計には多額の県予算を要することから、財源の確保が課題になっています。





XII ふるさとの自然や資源を次代につなぐ環境保全対策の推進

---

---

## XII-1 能代産業廃棄物処理センターにかかる環境保全対策 への支援の継続について

環境省環境再生・資源循環局

---

---

### 【要望の内容】

当県が「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」（以下「産廃特措法」という。）に基づく特定支障除去等事業により実施している能代産業廃棄物処理センターにかかる環境保全対策について、令和4年度末の産廃特措法の失効後も、国庫補助の継続又は新たな支援制度の創設等により、財政支援を継続すること。

### 【要望の背景や当県の取組】

- (1) 産業廃棄物の不適正処理に起因した能代産業廃棄物処理センターの環境汚染問題については、平成17年1月に環境大臣の同意を得た産廃特措法の事業実施計画に基づき、国の財政支援を得ながら「現場内処理」を基本とした環境保全対策を実施しています。
- (2) 平成24年8月に、産廃特措法の期限が令和5年3月まで延長されたことから、新たな事業実施計画を策定し、平成25年3月に環境大臣の同意を得て引き続き国の財政支援を得ながら対策を講じた結果、処分場周辺の地下水等の汚染状況が改善されるなど、一定の成果を得たところです。
- (3) しかしながら、産廃特措法に基づく事業実施計画の期間終了後も、処分場が安定化するまでの間は処分場浸出水の処理が必要であるほか、処分場敷地内の地下水の汲上げ処理などの環境保全対策を継続していく必要があります。
- (4) これらの環境保全対策を継続していくためには、毎年、1億円程度の費用を要するほか、処分場浸出水等処理施設の機械や電気設備の更新等に多額の費用を要するため、引き続き国の財政支援が必要です。

【参考資料】

1 能代産業廃棄物処理センター全景



2 特定支障除去等事業の概要（平成25年3月環境大臣同意）

年 度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
○ 汚水処理等の維持管理対策										
・ 汚染地下水の回収・処理										
・ 水処理施設（促進酸化処理）の新設										
○ 汚水拡散防止対策										
・ 揚水井戸の設置工事										
○ 場内雨水対策										
・ 雨水排水路, キャッピング等の整備工事										
○ 環境モニタリング										
・ 水質調査										

3 平成16年度以降の事業費等

（単位：百万円）

年 度	事 業 費	うち国等の支援額
H16～24年度	2,989	853
H25年度	156	32
H26年度	365	109
H27年度	112	37
H28年度	514	164
H29年度	157	32
H30年度	122	34
R元年度	138	33
R2年度	172	39
合 計	4,725	1,333

※ 産廃特措法の適用により、支援対象事業費の1/3が国から支援される。また、支援対象事業費の2/3の75%を地方債で充当し、この地方債の元利償還金の50%が地方交付税措置される。

（県担当課室名 生活環境部環境整備課）